

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	3
第 1 号 (3月10日)	
開会、散会の日時	5
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	5
事務局出席者	5
議事日程	6
開会及び開議の宣告	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
諸般の報告	8
行政報告	8
平成23年度村長所信表明	9
同意第1号の上程、説明	19
議案第6号の上程、説明	19
議案第7号の上程、説明	20
議案第8号の上程、説明	21
議案第9号の上程、説明	22
議案第10号の上程、説明	22
議案第11号の上程、説明	23
議案第12号の上程、説明	25
議案第13号の上程、説明	26
議案第14号の上程、説明	27
議案第15号の上程、説明	27
議案第16号の上程、説明	28
議案第17号の上程、説明	29
議案第18号の上程、説明	32
議案第19号の上程、説明	33
議案第20号の上程、説明	35
議案第21号の上程、説明	36
散会の宣告	37

第 2 号 (3月14日)

開議、散会の日時	39
出席議員	39
欠席議員	39
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	39
事務局出席者	39
議事日程	40
開議の宣告	41
一般質問	41
平 良 英 勝 議員	41
大 城 佐 一 議員	42
安 里 重 和 議員	46
宮 城 辰 徳 議員	47
平 良 嗣 男 議員	50
新 城 一 智 議員	55
決議案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	58
散会の宣告	60

第 3 号 (3月15日)

開議、散会の日時	61
出席議員	61
欠席議員	61
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	61
事務局出席者	61
議事日程	62
開議の宣告	63
同意第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	63
議案第6号の質疑、委員会付託	63
議案第7号の質疑、委員会付託	64
議案第8号の質疑、委員会付託	65
議案第9号の質疑、委員会付託	68
議案第10号の質疑、委員会付託	68
議案第11号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	68
議案第12号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	69
議案第13号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	70
議案第14号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	70
議案第15号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	70
議案第16号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	71

議案第 17 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	71
議案第 18 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	74
議案第 19 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	74
議案第 20 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	75
議案第 21 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	75
諸般の報告	76
散会の宣告	76

第 4 号 (3月16日)

開議、散会の日時	77
出席議員	77
欠席議員	77
地方自治法第 121 条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	77
事務局出席者	77
議事日程	78
開議の宣告	79
議案第 11 号～議案第 16 号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	79
休会について	82
散会の宣告	82

第 5 号 (3月22日)

開議、閉会の日時	83
出席議員	83
欠席議員	83
地方自治法第 121 条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	83
事務局出席者	83
議事日程	84
開議の宣告	85
議案第 6 号、議案第 7 号、議案第 9 号及び議案第 10 号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	85
議案第 17 号～議案第 21 号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	88
陳情第 4 号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	91
陳情第 3 号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	92
意見案第 1 号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	94
委員会の閉会中の継続審査の件	95
議員派遣の件	95
閉会の宣告	96
署名議員	97

平成23年第2回定例会会議録
(会期日程表)

開会 平成23年3月10日
会期13日間
閉会 平成23年3月22日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
3月10日	木	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・陳情の委員会付託・議長諸般の報告・村長行政報告・平成23年度村長所信表明・議案提案説明
3月11日	金	休 会		
3月12日	土	休 会		中学校卒業式、大保ダム竣工式
3月13日	日	休 会		
3月14日	月	本会議	午前10時	一般質問
3月15日	火	本会議	午前10時	同意第1号質疑・委員会付託省略 (即決) 議案第6号～第10号質疑・総務常任委員会付託 議案第11号～第21号質疑・予算審査特別委員会付託
		委員会	午後1時30分	議案第6号～第10号総務常任委員会 (説明～採決) 陳情第1号、第2号及び第4号総務常任委員会 (検討～採決)
3月16日	水	委員会	午前10時	陳情第3号経済建設常任委員会 (検討～採決)
			午前10時30分	議案第11号～第16号予算審査特別委員会 (説明～採決)
		本会議	午後3時	議案第11号～第16号予算審査特別委員会委員長報告、 質疑、討論、表決
3月17日	木	委員会	午前10時	議案第17号～第21号予算審査特別委員会 (説明～検討)
3月18日	金	委員会	午前10時	現地調査
3月19日	土	休 会		
3月20日	日	休 会		
3月21日	月	休 会		春分の日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
3月22日	火	委員会	午前10時	議案第17号～第21号予算審査特別委員会 (検討～採決)
		本会議	午後3時	総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 総務常任委員会委員長報告(陳情)、質疑、討論、表決 経済建設常任委員会委員長報告(陳情)、質疑、討論、表決、意見案等の処理(閉会)

会期日数 13日間 本会議日数 5日間 委員会日数 5日間 休会日数 6日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
1	平成23年2月2日	住民の安心・安全を支える 行政サービスの拡充を求め る陳情書	国家公務員労働組合 沖縄県協議会 議長 平良 喜作	総務常任委員会
2	平成23年2月22日	保険料（税）の値上げに直 結する国保「単位化」に反 対する意見書採択を求める 陳情書	沖縄県社会保障推進協 議会会長 新垣 安男	総務常任委員会
3	平成23年2月23日	拡大生産者責任（EPR） 及びデポジット制度法制化 を求める意見書の採択につ いて（お願い）	環境自治体を目指す ちっご委員会 委員長 荒木フサエ	経済建設常任委員会
4	平成23年2月23日	離婚後の親子の面会交流に 関する法整備と支援を求め る意見書の提出について	親子ネット沖縄代表 新垣 直	総務常任委員会

平成23年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成23年3月10日

1. 開会、散会の日時

開 会 (平成23年3月10日 午前10時00分)

散 会 (平成23年3月10日 午後12時24分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 平 良 英 勝

4 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 具志堅 朝 秀

9 番議員 平 良 嗣 男

10 番議員 金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久 建設環境課長 山 城 均

副 村 長 宮 城 重 徳 村史編纂室長 米 須 邦 雄

総 務 課 長 島 袋 幸 俊 会 計 課 長 山 城 文 子

財 務 課 長 神 里 富 松 教 育 長 平 良 宏

住民福祉課長 大 城 武 教 育 課 長 友 寄 景 善

企画観光課長 島 袋 一 道 農 業 委 員 会 長 新 城 寛

産業振興課長 新 城 寛 監 査 事 務 局 長 宮 城 豊

シークワサー
振 興 室 長 宮 城 博 俊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5		平成23年度村長所信表明	
6	同 意 第 1 号	監査委員の選任について	提案説明
7	議 案 第 6 号	北部広域市町村圏事務組合格約の変更について	提案説明
8	議 案 第 7 号	公有財産の処分について	提案説明
9	議 案 第 8 号	大宜味村企業立地促進条例	提案説明
10	議 案 第 9 号	大宜味村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例	提案説明
11	議 案 第 1 0 号	大宜味村立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
12	議 案 第 1 1 号	平成22年度大宜味村一般会計補正予算	提案説明
13	議 案 第 1 2 号	平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	提案説明
14	議 案 第 1 3 号	平成22年度大宜味村老人保健特別会計補正予算	提案説明
15	議 案 第 1 4 号	平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	提案説明
16	議 案 第 1 5 号	平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	提案説明
17	議 案 第 1 6 号	平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	提案説明
18	議 案 第 1 7 号	平成23年度大宜味村一般会計予算	提案説明
19	議 案 第 1 8 号	平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	提案説明

日程番号	事件番号	件名	摘要
20	議案 第19号	平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	提案説明
21	議案 第20号	平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	提案説明
22	議案 第21号	平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	提案説明

◎開会及び開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。
ただいまから平成23年第2回大宜味村議会定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（金城 勇） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、9番 平良嗣男議員及び1番 大城佐一議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（金城 勇） 日程第2 会期の決定を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月22日までの13日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から3月22日までの13日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（金城 勇） 日程第3 諸般の報告を行います。
本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、総務常任委員会及び経済建設常任委員会に付託しましたから報告します。
次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。
次に議長の会議等についてはお手元に報告書を配付していますのでお目通しください。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎行政報告

- 議長（金城 勇） 日程第4 行政報告を行います。
村長から行政報告申し出がありました。これを許します。村長。
(島袋義久村長 登壇)
- 村長（島袋義久） おはようございます。本日は、平成23年第2回大宜味村議会定例会を招集いたしましたところ、全議員御出席のもと開会できますことに対しまして心から感謝を申し上げます。なおまた、この行政報告もお許しいただきましたことに対しましても感謝を申し上げます。

それでは行政報告を行います。

平成22年12月21日には、年末交通安全シークワサー作戦、恒例の年末交通安全シークワサー作戦は、名護警察署副署長、そして名護地区交通安全協会会長を初め、津波小学校の交通少年団や各校児童生徒代表、関係者多数が御参加いたしまして、津波ガタ原で開催されました。交通安全の碑の前で安全祈願祭を行い、主催者あいさつや名護警察署副署長等のあいさつでは、今回の重点運動である飲酒運転根絶を訴えていました。本村の飲酒運転検挙率は、県内ワースト5と憂慮する事態でありました。飲酒運転は犯罪であることを全村民が認識し、来年はベスト1位を達成したいものと思っております。引き続き参加者で国道58号を南下する運転手にシークワサーでアピールし、安全運転をお願いいたしました。なお、そのほかのことにつきましては、資料として添付してございますので御参照いただければ幸いに存じます。

新しい年、平成23年に入りまして、1月4日には成人式が盛大に行われまして、若者の新たな出発を祝う成人式が行われました。今年は該当者が28名、参加者24名と例年に比べ、少ない人数でしたが、真新しいスーツやあでやかな着物姿で参加した新成人者は明るく希望に満ちた顔つきでたくましさを感じました。新成人者を代表いたしまして、田嘉里の宮城知美さんが「大宜味村出身者として誇りをもち、大宜味村の資源になれるような人間に成長していく」と決意がありました。青年会主催で開催されました激励会は、父母や地域の方々、そして激励に駆けつけた中学のクラス担任を囲み、いきいきとした若者の門出を祝うにふさわしい会でありました。また成人者全員があいさつ者に顔を向けて真剣なまなざしで聞く態度は模範的であると感動をいたしました。なお、その他のことにつきましては、資料を添付してございますので御参照いただければ幸いに存じます。

平成23年2月、西会津町「体験の翼」出発式と報告会があり、体験の翼の実践がありました。大宜味村の人材づくりの一環として、平成5年度より毎年度行われています西会津町「体験の翼」、今回は、団長島袋きよみ大宜味小学校校長、引率4名、団員は小学生のみの14名と少し心配しましたが、数回の事前研修等を終え、11日の出発式では元気よく誓いの言葉を全員で述べていました。西会津町の家族との再会、初めて体験する雪国での生活、スキー等多くの体験を通して成長する児童に期待し激励いたしました。25日の報告会では、小学生のみの班で編成した各集会でのあいさつや進行等をやり遂げた自信からか、非常にたくましさを感じ、成長した子供たちの姿を見ることができました。どの団員の感想でも楽しく、有意義な3泊4日であったと報告がありました。団長を初めとする引率者の皆さん方に御苦労さまと申し上げました。なお、その他は資料として添付してございますので御参照いただければ幸いに存じます。

なお、次のページには、平成22年度の入札結果を報告書として添付してございますので、後ほど御参照いただければと思います。

以上で行政報告を終わります。

○ 議長（金城 勇） これで行政報告を終わります。

◎平成23年度村長所信表明

○ 議長（金城 勇） 日程第5 平成23年度村長所信表明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） それでは平成23年度の施政方針を申し上げます。

はじめに。

議員各位の日々のご精励に対し深く敬意を表すると共にご健勝を心からお喜び申し上げます。

平成23年第2回大宜味村議会定例会の開会にあたり、平成23年度の村政運営の基本となります予算案等の議案の審議に先立ち、私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

村政を取り巻く情勢。

国際社会の動向は、環境問題や経済対策等において各国協調の動きの反面、朝鮮半島情勢、尖閣諸島、北方領土の国間の問題やエジプトをはじめとした中東諸国内問題等先行きが見通せない状況であります。

国内では、世界的な経済の深刻な状況はやや改善される期待感がありますがデフレ状態は続き、失業率は依然として高い水準にあり、国民生活の不安は取り除かれておりません。これまでの国を挙げての景気対策の効果が家計所得に現れるのはまだ先の相当な期間を要するものと思われま

す。村内では、雇用状況の改善と安心安全な村民生活の確保のため、国・県の景気対策・雇用対策と連動しつつ、地域活性化のために、産業振興施策を充実させることが大きな課題となっております。

国と地方の関係については、地方分権の動向が具体的に議論されるようになってまいりました。地方においては、地域の特性を前面に掲げた主体的な取り組みが重要となっております。今後とも、行政運営が簡素で効率的なものになるよう努めなければなりません。

また、少子・高齢化社会や財政の緊縮化の中で、地域づくり、村づくりに求められるものは、村民ができることは村民が実現していくという役場業務の民間活力導入を推進し、地域の持続的な発展に向けて、「新たな公」・「村民の協働」が大事となっております。

村政運営にあたって。

私は、これまで2期8年間本村の行政課題の解決に向けて全力を傾注してまいりました。これまでの行政運営にご理解とご協力をいただきましたことについて深く感謝申し上げます。

現在、埋立地「結の浜」においては、インフラ整備がほぼ完了いたしました。

また、本村の特産品であるシークワサー加工施設の本格的な稼働・運営に向けて、指定管理者が効率的な経営ができるよう環境整備を鋭意推進しているところであります。

さらに、北部活性化特別振興事業導入で、老人や児童世代間交流等の福祉活動や癒しと介護予防が享受できる機能を持った総合福祉センターの整備に向けて取り組んでおります。

本村においても、世界的な経済情勢の混乱の中の国内経済の不安と厳しい行財政の状況下にあって、行政運営においては経済をはじめ少子・高齢化、福祉、医療、介護、雇用、教育、環境等の多くの課題が山積している状況であります。特に過疎対策を最重要課題として取り組む必要があります。昨年10月に本村の活性化のために過疎地域自立促進計画を策定しました。23年度もなお一層過疎計画事業の具体化に取り組んでまいります。過疎対策事業や他の事業に村民が積極的に関わっていただき、村民との協働・地域力で村づくりを実行するため、行政情報を村民に積極的に公開し、情報の共有化に努め、公平・公正な村政運営を推進してまいります。

今後とも、地域が元気で活性化するには農林水産業を核とした産業振興を推進することが重要であります。農商工連携、地産地消、販路拡大等の事業展開と観光産業を牽引とした大宜味ブランド形成事業を推進してまいります。

平成23年度も引き続き、シークワサーの振興対策と新設の村立診療所を中心とした予防保健・予防

介護施設整備推進、緊急医療・高度医療の受療体制整備の促進をしております。また、産業振興、雇用の創出と効率的な村土の利用のために「結の浜」を中心とした事業の導入や長寿と癒しの森の具体的事業の実現に向けて検討しております。また、長寿と癒しの森の整備及びゴルフ場跡地の利用の具体化に向けて企業立地促進条例を制定して、積極的に民間活力の導入を検討しております。

さらに、今後とも引き続き行財政改革を進め、健全な財政運営が裏付けされた持続可能な地域づくりに全力を傾注していく所存であります。

つぎに、村史編纂業務につきましては、昨年11月に村史編纂委員会へ新たな村史の編纂計画を諮問中でありまして、平成23年度の早期には答申がなされる予定です。本年度の業務につきましては、高齢化の進行により戦争体験者の減少が続く中で、時間的な制約があることから高齢者の方々からの戦争体験や、移民・出稼ぎ、昔の暮らしの様子など、多くの村民からの聞き取り調査を中心とした作業を行い、村民が参加する「村民のための村史」づくりをめざします。多くの村民の参加を予定していることから「村史づくりは人づくりである」を理念として、今後につきましては昭和53年度に発行された「大宜味村史」以降、現在までをつなぐ「通史」はもちろん「戦争体験証言集」、「移民・出稼ぎ・大宜味大工」、「民俗・文化・ことば」、「人と自然環境」、「写真集」等の発行に向けた編纂業務を推進する予定であります。

近年、少子・高齢化の中で子育てに悩む若い夫婦や身よりのない独居老人への対応等様々な課題について、行政単独では活動の限界や的確な対応に困難さがあります。そのため、村民の身近な行政区・地域に対する参加や活動の積み重ねや地域の問題を自らのものとして捉え、向上していく地域の総合力・地域力を高めていく必要があります。村民がひとり一人を大事にし、ひとりでも独りぼっちになる人がいない社会、自然を大切に作る元気な村大宜味村づくりを祖先から受け継ぎ大切に守り育ててきた「ユイマール」の精神を活かして取り組んでまいります。特に、若者が夢と希望を持ち、また自分のふるさとづくりを精一杯頑張っていける環境を創りあげていくために、平成23年度も大宜味村第4次総合計画の基本理念である“健康長寿のいきいき輝く文化の村”の実現に向けて取り組んでまいります。

平成23年度予算案について。

国においては、直近の経済情勢をみると景気は足踏み状態にあり、失業率の高水準、厳しい雇用情勢、デフレ、円高、不透明な世界経済の動向等、本格的な景気回復の軌道とはいえない中、少子化、高齢化、生産年齢人口の減少は否応なく進み、社会の閉塞感、将来への不安感が高まっております。

こうした情勢に対応し、全国津々浦々の地域に根ざした元気な日本を復活させるため「成長と雇用」を最大のテーマに、これまで十分に光が当てられてこなかった分野を含め、国民生活を第一に掲げコンクリートから人への理念を引き続き追求し、既存の事業を抜本的に見直し、確固たる戦略の下に大胆に予算を組み替えていくという理念の下、「新成長戦略」を着実に推進すると同時に、「財政運営戦略」に定めた財政規律の下に、成長と雇用拡大を実現する平成23年度予算編成の基本方針が平成22年12月に閣議決定されております。

本村では、国の地方財政対策を見据えながら昨年同様ゼロベース予算を基本に第4次総合計画の実現に向けた平成23年度予算編成を行ってまいりました。

平成23年度一般会計予算案の特徴として、衛生費、公債費で減少しているものの、農林水産業費、総務費、民生費、土木費、諸支出金、消防費等の増加により、対前年度比9.6%の伸びとなっております。

次に、平成23年度予算案の概要は、一般会計予算案は、総額約25億1千3百万円で前年度22億9千3百万円に比べ2億2千万円増加しております。特に林業費、水産業費、総務管理費、児童福祉費、商工費に増額計上しております。

特別会計予算案は、総額約9億4百万円となっており、その内訳については、国民健康保険特別会計予算案は総額約5億8千5百万円で対前年度比5.1%増、簡易水道事業特別会計予算案は総額約2億7千2百万円で対前年度比マイナス1.9%、公共下水道事業特別会計予算案は事業の一部完了による一般管理費、公債費など総額約9百万円で対前年度比マイナス59.7%、後期高齢者医療特別会計予算案は総額約3千7百万円で後期高齢者医療広域連合納付金の約7百万円の減により対前年度比マイナス15.8%となっております。なお、老人保健特別会計予算は前年度に一般会計予算に全額繰入を行い廃止としております。

平成23年度重点施策について。

昨年度に引き続き大宜味村第4次総合計画で掲げた“健康長寿のいきいき輝く文化の村”を基本理念に、豊かで住みよい村づくり・健康ユイマールの村づくり・心豊かな文化の薫り高い村づくり・安心・安全な村づくりの4つの基本目標に沿って平成23年度は次の施策を重点的に推進してまいります。

1、行財政運営の基本施策。

(1) 職員の資質の向上。

厳しい財政状況が続く中、大幅に削減された職員で、複雑・多様化する行政需要に的確格に対応し、より効果的な行政運営を行なう必要があります。そのために、職員一人一人が住民の奉仕者ということを改めて自覚すると同時に、強い使命感と、地域を愛する心を持ち、幅広い視野と深い見識のもと現状を的確に分析・把握し、積極的に行動する職員像の育成のため、人材育成方針に沿って、これまでの県内の自治研修所での各種研修に加え、県外で開催される市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）での研修を通して大宜味村政を担う人材育成に努めてまいります。

(2) 行政改革の推進。

本村はこれまで、昭和62年度に「大宜味村行政改革大綱」平成12年に「第2次大宜味村行政改革大綱」平成17年に、「第3次大宜味村行政改革大綱」を策定し、事務事業の見直し、組織・機構の合理化、職員定数の見直し、電算一元化等に一定の成果をあげてきました。少子化の進行、情報化・国際化の急速な進展、地方分権という新たな時代の要請に的確に答えていくためには、行政改革は避けて通れない重要な課題として、これまでの取り組みを検証のうえ、第4次行政改革大綱・実施計画を制定し、行政改革を引き続き推進してまいります。

(3) 財政運営。

本村では、依然自主財源が脆弱で財政的に非常に厳しい状況にあり、歳出における一般財源の削減を最大限に図ってまいります。

歳入においては、自主財源の確保、中でも村税は最も重要なものであり公平な税業務に努め、新たな歳入財源創設を視野に入れ、引き続き検討を重ね歳入拡大に努めてまいります。

限られた財源の中で住民の要望に応えるため、補助金等の歳入の伴わない歳出予算の計上は、すべての事務事業の緊急性、優先度、行政効果、経済効果などの検討を行ってまいります。

(4) 住民サービス。

電算一元化に伴い、関連事務の連携強化により各種証明の迅速な交付を行い、行政サービスの向上に

つなげているところです。今年度から県より旅券発給事務移譲を受け、旅券発給の申請及び交付に関する業務を行います。また、昼休み時間の住民票、印鑑証明書及び戸籍謄抄本の発行事務を引き続き実施し、村民への利便性を図ってまいります。

2、豊かで住みよい村づくり。

(1) 農業の振興。

農山漁村は、長年にわたり豊かな風土と勤勉な国民性を育み、就業の機会を提供し、多様な文化を創造してきました。また、農林漁業の持続的発展は、その有する農林水産物等の安定的な供給の機能及び国土保全等の多面的にわたる機能が発揮されることにより、農山漁村の活力の維持傾向に寄与するほか、経済の健全な発展と生活の安定向上に貢献するものであります。

今年度におきましても、例年同様農林漁業及び農山漁村は内外の様々な問題に直面しております。

また、政府においてはTPP交渉への参加を検討している中、農林水産物価格低迷等による所得減少、高齢化や過疎化の進展等により、農山漁村の活力は著しく低下していることから、一次産業としての農林漁業と二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す六次産業化の取り組みに努めてまいります。

それから、昨年12月には農地法の一部を改正する法律が施行されています。農業が新たに見直されつつあり、農地制度の基、認定農業者や中核農家等、担い手農家の育成を図りながら、経営基盤の安定化をめざし努めてまいります。あわせて、耕作放棄地対策事業及び遊休地の利用を推進し放棄地及び遊休農地の解消に努めてまいります。

さらに、国においては、平成23年度から農業者戸別所得補償制度を本格実施することから制度導入に努力してまいります。

シークワサー振興事業におきましては、生産農家の努力により生産量も伸び、安定生産及び安定供給が果たせる状況になり、生産体制も整いつつあります。シークワサー消費拡大の取り組みとしては、シークワサーの季節の特性を活かし、青果の酢の物用、加工用、フルーツの青果用の時季を見とおした季節展開を村民、生産農家一体となって消費拡大運動を推進してまいります。生産現場におきましては、青果用、加工用とで用途別に管理がされていない状況であり、用途別の栽培方法の確立を急ぐとともに作業に係る負担軽減を図るため、園地の低樹木化への更新を促し農家の安定経営化へ繋げてまいりたいと思います。

シークワサー栽培を脅かすカンキツグリーンング病につきましては、平成21年度から沖縄県の委託事業であります大宜味村カンキツグリーンング病侵入警戒調査事業の推進により、村内からカンキツグリーンング病の発生を抑制してまいります。

特産品加工施設の運営につきましては、指定管理者の積極的な自助努力を期待するとともに早期に安定した経営ができるよう効率的な運営の支援を促進し、農家の所得向上に繋げてまいります。そのために、パインアップルの新植増産体制を検討してまいります。

次に、北部振興事業で導入したパパイヤ栽培について、昨年度は思うような実績を上げることが出来なかった事を踏まえ、近隣市町村との連携を図りながら栽培技術の向上、出荷体制の整備、さらに連作障害等の回避のための輪作体型による検討を図り、安定価格が確保できるよう努力してまいります。

一方、有害鳥獣の被害が増加しており、その被害防止対策を講じると共に、昨年設置できなかった協議会等の設置に向けた取組を考え補助金等の活用による対策を検討課題とし努力してまいります。

また、長寿と癒しの森事業における都市との交流、新たな農業参入システムやパイロットファーム等の事業を検討し実施に向けた取り組みを検討してまいります。

(2) 林業の振興。

林業の振興については、継続事業の育成複層林・育成単層林の保育を実施してまいります。また、大保ダム周辺における長寿と癒しの森事業について、基本計画の策定を考慮し、関係機関と連携しながら事業採択に向け取り組んでまいります。

また、年度当初においては、第62回沖縄県植樹祭の開催地にあたり、県との連携の下、「結の浜」にて植樹祭を実施してまいります。

(3) 畜産業の振興。

畜産業の振興については、自給飼料生産基盤に立脚した経営基盤安定畜産農家育成と地域農業の活性化に努めてまいります。

また、排せつ物の処理が課題となっていることから、耕種農家と畜産農家の連携による堆肥活用を推進し資源循環型農業に取り組み堆肥処理施設の導入検討を図ってまいります。

(4) 水産業の振興。

水産業の振興については、これまで行ってきた海ブドウ養殖の支援を図ってまいります。

また、漁業再生支援事業を継続し、新規養殖形態の導入を検討していきたいと考えています。

次に、環境・生態系保全活動支援事業を活用した珊瑚移植等の事業を継続し地域資源の再生に努力してまいります。

ハード面におきましては、浮き栈橋等をはじめとする漁港内の機能の充実化を図って参ります。

(5) 商工業の振興。

商工業の振興については、商工会と連携し村内中小企業の安定経営支援ができるよう図ってまいります。

次に、大宜味村農村活性化センターの運営管理は指定管理者への移行やその他の方法も視野に入れながら、施設の有効活用と、活力ある村民参加型の活用ができないかを検討し努めてまいります。

また、引き続き、村産業まつり及び芭蕉布、陶芸、木工、その他工芸等を支援し、産業の振興と地域社会の活性化を図り、これらの人材等を活かし観光産業等との連携を密にした豊かで住みよい村づくりに努めてまいります。

(6) 観光の振興。

観光の振興については、「大宜味村観光振興基本計画」に基づいて、「健康・保養・環境保全型」をめざし、受入窓口の充実強化とガイド育成の充実を図るとともに、4月に供用される大保ダム湖周辺と癒しの森・里の整備を中心に観光拠点整備に取り組んでまいります。

なお、豊かな地域資源の活用、自然との調和を図り、ふれあい、安らぎのある観光地づくりをし、エコ・グリーン・森林・ブルー・ヘルシーツーリズムを網羅した観光振興を推進してまいります。

次に、引き続きエコツーリズム法に基づく国のエコツーリズム推進地域の認定が受けられるよう、全国的なエコツーリズム推進地域としてのブランドカを高めてまいります。

また、大保ダム湖岸の管理事務所に併設される「大保ダム地域防災センター・学習資料館」を観光振興の拠点として活用してまいります。

また、農業や漁業と連携した「体験学習」ツーリズムを取り入れた農家民泊の奨励を推進してまいり

ます。

さらに、持続可能な観光地づくりのため、滞在型観光形態に対応できる宿泊施設等の観光環境整備の促進及びその受け入れ態勢の強化を図ってまいります。

3、健康ユイマールの村づくり。

(1) 健康福祉の村づくりの推進。

健康福祉の村づくりの推進については、高齢化社会が進む本村において、子ども、高齢者、障がい者が村民誰もが安心して暮らしていける、健康で、互いに助け合い、支えあうユイマール社会の実現を目指します。また、村民の福祉ニーズ、地域の福祉の課題を的確に把握し、具体的な福祉サービスに取り組んでまいります。

さらに、「結の浜」に開設される村立診療所周辺地域に老人や児童世代間交流等の福祉活動や癒しと介護予防が享受できる機能を持った総合福祉センターの整備を推進してまいります。

(2) 児童・母子福祉の充実。

児童・母子福祉の充実は、少子化の中にあっても、子どもがのびのびと育つよう、地域全体で児童を育てるための多様な保育サービスを実施してまいります。併せて、子どもを安心して生み育てることができるよう、こども医療費（入院費）助成を中学校卒業まで拡大するとともに、各種福祉資金制度の活用促進等を図り、働きながら子育てをしている皆さんの子育て支援、生活支援等の施策を推進してまいります。保育の安心安全性の確保、子供の個々の発達に応じた充実した保育の実施と働く親の子育て支援のために保育所の新設整備を推進してまいります。

また、ひとり親家庭の生活支援、経済的支援を推進してまいります。

(3) 障がい者福祉の充実。

障がい者福祉の充実は、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して主体的に生活していくために、その基本的な生活を支える適切なサービスが必要であり、障がいのある人々が就労を通して社会活動へ積極的に参加できるよう就労支援を行ってまいります。

(4) 高齢者福祉の充実。

高齢者福祉の充実については、高齢者をとりまく社会環境はますます複雑化、困難化を深めております。このような社会状況の中で、人間としての尊厳を持ち、健康で安心して在宅で生活ができるよう、支援事業等必要施策を講じてまいります。

(5) 保健医療施策の充実。

本村は全国でも長寿の村として知られておりますが、働き盛りの年齢層の健康、生活の実態から今後とも長寿村としていけるか厳しいものがあります。よって、健康づくり推進協議会と連携を密にして「健康・長寿沖縄一を再び」を合い言葉に地域住民に密着した総合的な健康づくり対策を積極的に推進してまいります。

また、村民が安心して受診できる地域医療体制を確立するために、「結の浜」に開設する村立診療所を十分に活用し村民の健康増進を図ります。

(6) 国民健康保険の充実。

国民健康保険財政の健全化に向け、収納率の向上を図るとともに、健全な保険制度活用のため、相談体制の充実を図り、村民の国民健康保険制度への理解と意識の高揚を図ってまいります。また、特定健診の受診率の向上と特定保健指導の充実を図り医療費の縮減を図ってまいります。

4、心豊かな文化の薫り高い村づくり。

(1) 学校教育の振興。

本村の幼児・児童・生徒は、等しく十分な教育が受けられ、そして個々の発達段階に応じた教育を推進しなければなりません。そのための人材の確保と施設や教材備品等、学校教育環境の整備を図り、家庭・地域との連携により教育効果を一層高め、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成を積極的に推進してまいります。

時代の変化や地域の特色・ニーズに的確に対応する学校教育を支援してまいります。とりわけ、平成17年度から平成22年度までの6年間、二学期制を実施してきた中学校が、検証の結果、23年度からは三学期制を選択することとなりました。村といたしましても、三学期制の効果が十分上がるよう地域一体となって支援してまいります。

学習やクラブ活動の支援等、地域全体で学校教育活動を支援し、先生方が一層教育活動に力を注ぐことができるよう、中学校支援地域本部事業を継続実施してまいります。

発達障がいや学習障がいなどの理由により、学校生活や学習上の困難を持つ児童生徒に対し、学校生活上の介助や学習指導上の支援等を行うための特別支援教育支援員を全学校に配置し、児童生徒一人一人の教育の保障に努めてまいります。

中学校にスクールカウンセラーを新たに配置し、学校生活上の様々な課題に対処すべく支援してまいります。併せて、教育相談員を引き続き配置し、多様化する子どもたちの心の問題へのケアに、適切に対処する体制を築いてまいります。

安全・安心な子どもの活動拠点や居場所を小学校に設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する、放課後子どもプラン推進事業を引き続き支援してまいります。

外国語教育・国際理解教育については、ALT（外国語指導助手）を幼稚園・小学校・中学校に配置し、引き続きその充実を図ってまいります。

子育て支援のため幼稚園における預かり保育を継続実施してまいります。又、幼保一体化については、国の動向を見極めながら、適切に対応してまいりたいと思います。

子ども達の健全な発育と健康管理のため、栄養バランスのとれた安心して食することのできる給食作りに努めます。

懸案となっている中学校の移転問題や小学校の統廃合の課題等について、村民への説明及び合意形成を図りつつ本村学校の望ましい在り方の方針を固めてまいりたいと思います。

(2) 生涯学習の振興。

「わんぱく体験団」の自然体験や沖縄とは異なる自然・歴史・文化に触れさせ、心豊かでたくましい児童生徒を育成するため「体験の翼」交流事業を推進してまいります。

成人教育については、各種講演会や講座の充実を図ると共に各字公民館が生涯学習の場としての機能が発揮されるよう支援してまいります。

人材育成のため、育英資金と人材育成基金の効果的な活用に努めてまいります。

(3) 地域文化の振興。

地域文化振興のため、「おおぎみ展」・「しまんちゅ芸能の夕べ」を開催し、村民の文化活動を支援してまいります。

本村には、国指定の重要無形文化財「喜如嘉の芭蕉布」や「塩屋湾のウングミ」、県指定の「役場旧庁舎」、村指定の「猪垣」等、私たちの祖先が長い歴史の中で築きあげてきた文化遺産が数多く存在しております。これらの文化遺産の積極的な継承・発展に努めてまいります。

平成23年10月には、喜如嘉の芭蕉布保存会が加盟しています、全国重要無形文化財保持団体協議会の全国大会及び秀作展が本村と県立博物館・美術館で開催されます。全国に誇る芭蕉布への理解と保存継承を図るため、大会及び関連するイベントを積極的に支援し、本村のPRにも努めてまいります。

(4) スポーツ・レクリエーションの充実。

日常生活の中で積極的に健康づくり、体力づくりの機運を高め「健康長寿のいきいき輝く文化の村」づくりに努めてまいります。

33回目を迎える塩屋湾一周トリムマラソン大会の充実発展や夜間照明施設、クラブハウス、学校体育施設の有効利用を促進し、村民の健康づくりを推進してまいります。

5. 安心・安全な村づくり。

(1) 道路の整備。

「結の浜」で整備推進してまいりました村道「結の浜線」も3月25日供用を予定しており有効な土地利用が図られると期待されます。また生活環境の改善及び交通安全の確保のために進めております村道「海染江洲原線」の改良工事も継続し、本年度は測量設計調査業務を実施してまいります。

22年度より進めております橋梁の長寿命化修繕計画の策定に伴い、管理する道路橋の現況を把握し、年次毎に本村に適した効果的な道路橋の維持管理体制を確立し、事後的な修繕及び架け替えから予防的な修繕及び架け替えへと円滑な政策転換を図るなどして、道路整備の平準化に努め、道路の安全性信頼性を確保してまいります。

(2) 港湾の整備。

塩屋湾については、港湾指定廃止等の検討も踏まえて、本来の港湾整備や水産業の利活用も視野において、整備に向けての要請をしてまいります。

(3) 水道の整備。

水道は、村民が健康で文化的な生活を営み社会経済活動を支える重要な役割を果たしております。本年度も水の安定供給を図るために、塩屋、根路銘、大宜味、大兼久、饒波地区の老朽配水管や給水管の布設替え工事を実施してまいります。また維持管理及び健全運営にも一層の取組をしてまいります。

(4) 下水道及び公営住宅の健全管理。

生活環境の改善及び公共水域の水質保全を図り快適な住環境を創造する目的で進めてきました下水道整備事業も2月1日供用開始をしております。安心な利用を提供できるよう管理運営には十分な取組をしてまいります。

村内における住宅事情の緩和と村民福祉の向上を図り、若者の村内定着を促進し過疎対策に資するため北部振興事業で進めてきました村営住宅建設事業も21年度で終了しました。しかしながら、まだまだ村内定住希望者は多くあり今後も計画を進めていく必要があります。今後においては、過疎対策に繋がる定住促進的な村営住宅の建設を推進する必要があるとあり、実現に向け関係機関との調整も進めてまいります。また、老朽化している村営住宅の修繕、改修を行い安心・安全な生活環境の整備を図ってまいります。

(5) 快適な生活環境の推進。

村民の生活環境を資源循環の視点から見直し、環境意識の啓発とゴミの減量化・再利用、ゴミの分別収集の徹底や各種団体の資源ゴミ回収を奨励し、リデュース・リユース・リサイクルに基づいた3Rを推進していくために、平成9年度に策定された一般廃棄物処理基本計画の改訂を行い、村民・事業者・行政の3者が適切な役割分担と協働により「循環型社会」の構築に向けてまいります。

また、不法投棄による生活環境や自然環境・景観の悪化を防止するために、不法投棄パトロール員を配置し村内巡視の強化をしております。

し尿処理については、公共用水域の水質汚濁の防止及び公衆衛生の向上を図るため合併処理浄化槽への転換整備促進、維持管理の指導を行っております。

(6) 消防・防災の推進。

村民の生命・身体及び財産の保護を目的に平成21年度に策定しました大宜味村地域防災計画に添って、安心・安全な村づくりの推進に努めてまいります。

災害に対処していくには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識と心構えを持ち連帯意識を強め、地域住民が主体的に防災活動を行う体制である自主防災組織は有効なものであります。自主防災組織の立ち上げを積極的に推進して、設立した自主防災組織及び県との協働での避難訓練実施に向け推進してまいります。

避難路の整備については、きめ細かな交付金を活用し、整備推進をしております。

消防組織については、沖縄県消防広域化研究協議会の研究協議を踏まえ、(仮称)沖縄県消防広域化協議会に参加し県消防広域化を推進してまいります。消防救急デジタル無線及び消防指令センター整備については、法定協議会へ参加し推進してまいります。

防災無線の整備については、現在整備を進めていますデジタル化について、県事業を推進すると共に、県事業の対象区域外を村事業として整備してまいります。

(7) 地域新エネルギー導入事業。

「大宜味村地域新エネルギービジョン」に基づいて、安定的なエネルギー供給、地球温暖化対策、わが国のエネルギー自給率の向上の課題の解決に取り組んでまいります。併せて「新エネルギー導入による本村産業の活性化」を推進してまいります。

(8) 住宅地の整備・確保。

住宅地の整備・確保については、過疎化対策の重要課題として位置づけ、流入・交流人口の増大を図るため積極的に推進してまいります。本年度は、「結の浜」の住宅用地分譲を開始してまいります。

(9) 情報通信の整備。

北部広域ネットワーク施設整備事業により、情報格差が大幅に改善され、役場の各種事業やネットワーク、小中学校の授業に幅広く利用されていると共に、民間開放により多くの個人・法人が加入利用され喜ばれています。今後とも、施設の管理運営業者との連携で新たな加入促進に努めてまいります。不受信地域の解消については、集落地域を中心に調査し、対策の検討を行っております。

施策課題について。

今後の施策課題としましては、迅速な防災対策のため防災行政無線の県事業外の整備と村民の多角的な福祉施策として村立保育所整備と総合福祉施設の整備があります。村民の意向に添った施設整備の実現ができるよう、なお一層取り組んでまいります。

また、23年度は、5月に第62回沖縄県植樹祭、10月には全国重要無形文化財保持団体協議会大会、世界のウチナーンチュ大会歓迎交流会が本村で開催されます。この催しが円滑に行われ成功できますよう村民のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、平成23年度の村政運営にあたり、施策の概要について申し述べました。

平成23年3月10日

大宜味村長 島袋義久

よろしく願いいたします。御清聴ありがとうございました。

○ 議長（金城 勇） これで平成23年度村長所信表明を終わります。

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

(午前10時59分)

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時07分)

◎同意第1号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第6 同意第1号 監査委員の選任についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長（島袋義久） 同意第1号 監査委員の選任について

大宜味村監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

住 所 大宜味村字謝名城7番地

氏 名 前 田 國 男

昭和18年11月26日生

平成23年3月10日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

委員の任期満了に伴い、地方自治法第196条第1項の規定により、同意を求める。

なお、履歴書を次のページに添付してございますので、御参照いただければと思います。よろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第6号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第7 議案第6号 北部広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長（島袋義久） 議案第6号 北部広域市町村圏事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条の規定により、北部広域市町村圏事務組合同規約を別紙のとおり変更する。

平成23年3月10日提出
大宜味村長 島袋義久

提案理由

北部地域循環器系医療支援施設に係る起債額償還の為、北部広域市町村圏事務組合同規約第12条の負担金に関する規定を整備する必要があるため、規定を整備し、同規約の変更をする。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

（島袋一道企画観光課長 登壇）

○ 企画観光課長（島袋一道） 議案第6号 北部広域市町村圏事務組合同規約の変更について説明いたします。

地方自治法第287条で一部事務組合の経費の支弁の方法について規約に規定することになっておりますので、負担金に関する規定を整備する必要があり提案しております。この規約の一部変更は、平成18年度から20年度にかけて北部振興事業で建設した北部地域循環器系医療支援施設に係る起債償還相当額の負担割合を定めるものです。当施設が医療関係施設であり、チュウジョウの北部市町村の負担割合である人口割7割、均等割3割を適用せず、北部医療圏の医療機関を利用した国保患者数と緊急搬送患者数を勘案した負担割合を定めております。

詳細については、説明書に記載しておりますので御参照ください。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第7号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第8 議案第7号 公有財産の処分についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第7号 公有財産の処分について

下記の公有財産を売却することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1. 公有財産の所在地
大宜味村字塩屋念蒲地内（結の浜）
2. 地目 宅地
3. 面積 1万7,083.17平方メートル（50区画）
4. 売買の方法 公募
5. 売却価格 1億8,091万1,190円（50区画）

平成23年3月10日提出
大宜味村長 島袋義久

提案理由

分譲宅地用地として、処分したいのでこの案を提出する。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

（島袋一道企画観光課長 登壇）

○ 企画観光課長（島袋一道） 議案第7号 公有財産の処分について説明いたします。

塩屋湾外海公有水面埋立地結の浜の住宅施設用地の一部を民間の住宅用地に資するため処分するものです。面積につきましては、おおよそ100坪を1区画としております。売払価格につきましては、不動産鑑定評価や実勢価格及び路線価、近傍隣地価格、近隣市村の土地取引状況を勘案し検討してまいりました。特に本村で住宅地を求めることの困難さや過疎対策の定住促進対策、特に若者の住宅地確保推進の観点から検討をし、基準値、区画番号17の1平方メートル当たり1万360円としております。募集方法としましては、一時募集として村に住所または本籍を有する皆さんを対象として30区画について行い、その後、2次募集で20区画に、1次募集で余った場合はその区画も含めて行う予定になっております。受付期間は平成23年5月18日から4月1日からの予定にしております。

別添の説明書には検討経過と関係図及び表と、購入希望者募集要項を記載していますので御参照ください。御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第8号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第9 議案第8号 大宜味村企業立地促進条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第8号 大宜味村企業立地促進条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成23年3月10日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

本村の産業振興と雇用の増大を図り、村民の福祉の向上に寄与するためこの案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

（島袋一道企画観光課長 登壇）

○ 企画観光課長（島袋一道） 議案第8号 大宜味村企業立地促進条例について説明いたします。

本村の産業振興と雇用の増大を図り、村民の福祉の向上に寄与するため本条例を提案いたします。

企業等の集積や村有地の有効的な土地利用を早期に実現するため、指定地域を定め企業立地を促進するものであります。また便宜の供与や助成措置について定め、賃貸料の軽減や企業立地奨励金交付等を明記し、起業者の本村における企業立地を促し、過疎対策、定住対策に役立てるために策定するものであります。

企業立地促進により、先ほど述べました産業の振興と雇用の拡大が図られ、固定資産税、村民税の税

収の確保や人口増加による地域活性化等が期待されます。

附則では、平成23年4月1日を施行日とし、10年の期限付きの条例としております。

別添の議案説明には、施行規則案と指定地域予定の図面を記載していますので御参照ください。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第9号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第10 議案第9号 大宜味村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第9号 大宜味村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成23年3月10日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

入院に係る医療費助成対象年齢の拡大に伴い、条例の一部を改正する必要があるため。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

（大城 武住民福祉課長 登壇）

○ 住民福祉課長（大城 武） 議案第9号 大宜味村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例。

この条例につきましては、次代を担う子供の健全な育成と保護者の子育て支援を目的に年齢を拡大する内容となっています。乳幼児医療費助成事業については、6歳までの子供に対しては現状と同じように通院、入院を助成します。6歳以上15歳に対しては、主に入院費のみの助成となります。

以上で説明を終わります。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第10号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第11 議案第10号 大宜味村立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第10号 大宜味村立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成23年3月10日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

大宜味村立診療所の新築移転のため条例の一部を改正が必要であり、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させていただきますのでよろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

（大城 武 住民福祉課長 登壇）

○ 住民福祉課長（大城 武） 議案第10号 大宜味村立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明します。

第2条の表の大宜味村立診療所の項位置の欄、「喜如嘉1117番地の2」を「塩屋1306番地の62」に改めます。これは移転に伴う改正であります。

附則として、この条例は改正後の第2条の表、大宜味村立診療所の項位置の欄において開所した日から施行するというようになっております。

以上で説明を終わります。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第11号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第12 議案第11号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第11号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算（第9号）

平成22年度大宜味村の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,592万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億3,842万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成23年3月10日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） それでは議案第11号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算の概要を説明したいと思います。

補正額3,592万6,000円の補正増となっております。

歳入の主な概要でございますが、予算書の1ページをお開きいただきたいと思ひます。

9款地方交付税3,935万8,000円の増額でございます。これは普通交付税の増額となっております。

それから11款分担金及び負担金でございますが、114万2,000円の増額でございますが、主に保育料の104万9,000円の増額となっております。

それから12款使用料及び手数料211万9,000円の減額になっておりますが、主に特産品加工施設使用料の197万7,000円の減額でございます。

それから13款国庫支出金256万4,000円の減額でございますが、主に公営住宅家賃収入補助金154万5,000円、それから風景づくりの推進事業補助金202万9,000円の減額、そして住民生活に光をそそぐ交付金167万8,000円の増額となっております。

それでは予算書の2ページをお開きいただきたいと思ひます。

14款県支出金288万円の減額でございますが、主に農林水産費補助金335万8,000円の減額、他方国民健康保険基盤安定負担金269万円の増額でございます。

それから17款繰入金679万8,000円の増額になっておりますが、主に財政調整基金繰入金1,900万円の減額、特別会計繰入金2,624万8,000円の増額となっております。

それから19款諸収入416万1,000円の増額でございますけれども、主に雑入130万3,000円の減額、それから後期高齢者医療広域の精算金395万5,000円、それから学校給食費の滞納繰越分77万円の増額でございます。

それから20款村債の830万円の減額でございますけれども、介護予防サービス支援事業260万円、複式学級特別支援補助金570万円の減額でございます。

以上が歳入の主な概要でございますが、次に歳出の概要でございます。

予算書の3ページをお開きいただきたいと思ひます。

1款議会費107万円の減額でございますが、これは主に報酬93万円の減額となっております。

それから2款総務費155万2,000円の減額でございますが、主に一般管理費の共済費548万4,000円の増額、それから企画費の風景づくり推進事業委託金253万5,000円の減額となっております。

それから3款民生費595万3,000円の減額でございますが、主に社会福祉総務費112万8,000円、それから児童福祉総務費310万円の減額となっております。

それから4款衛生費412万8,000円の減額でございますが、主に乳幼児医療費措置費80万円、塵芥処理費124万円の減額となっております。

それから6款農林水産費1,112万2,000円の減額でございますが、主に活性化センター管理費152万4,000円、シークワサー振興費285万5,000円、造林費283万円のそれぞれの減額となっております。

それでは予算書の4ページをお開きいただきたいと思ひます。

8款土木費329万6,000円の減額でございますが、主に道路維持費268万5,000円の減額となっております。

10款教育費193万円の減額になっておりますが、主に人材育成助成費45万円、それから文化財保護費42万3,000円の減額となっております。

それから12款公債費241万2,000円の減額になっておりますが、公債費の利子241万2,000円の減額となっております。

それから13款諸支出金2,401万円の増額でございますが、主に財政調整基金積立金2,596万3,000円の

増と、中山間ふるさと農村活性化基金積立金197万1,000円の減額となっております。

それから14款予備費でございますが、4,365万2,000円の増額となっております。

以上が歳出の主な概要でございます。

それから5ページをお開きいただきたいと思います。

第2表に繰越明許費を上げてございます。総務費の2事業、衛生費の2事業、農林水産業費の1事業、土木費に1事業、災害復旧費1事業となっております。

それから予算書の6ページをお開きいただきたいと思います。第3表が地方債の補正でございます。限度額から830万円を減らしまして、2億1,484万9,000円としております。

なお、詳細については、委員会等で担当課長から説明させたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第12号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第13 議案第12号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第12号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成22年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,958万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億654万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成23年3月10日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 議案第12号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算の概要を御説明したいと思います。

補正額1,958万2,000円の増額補正となっておりますが、歳入の主な概要を御説明したいと思います。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

4款国庫支出金1,205万2,000円の増となっております。

それから5款療養給付費交付金507万6,000円の増となっております。

それから9款共同事業交付金242万3,000円の増となっております。

以上が歳入の主な概要でございますが、歳出の概要を御説明したいと思います。

予算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

2款保険給付費1,391万7,000円の増となっております。

それから7款共同事業拠出金971万5,000円の減がございます。

それから8款保健事業費50万円の減となっております。

予算書の3ページお開きいただきたいと思います。

12款予備費でございますが、1,611万2,000円の増となっております。

以上が歳出の主な概要でございますが、なお、詳細につきましては、委員会等で担当課長から御説明させたいと思います。よろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第13号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第14 議案第13号 平成22年度大宜味村老人保健特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第13号 平成22年度大宜味村老人保健特別会計補正予算（第2号）

平成22年度大宜味村の老人保健特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,625万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成23年3月10日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） それでは議案第13号 平成22年度大宜味村老人保健特別会計補正予算の概要を御説明したいと思います。

これは補正額5,000円の増額補正となっておりますが、歳入でございますが、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。第6款諸収入は、預金利子の5,000円の増となっております。

それから予算書の2ページをお開きいただきたいと思います。第2款諸支出金2,624万8,000円の増と5款予備費2,624万3,000円の減、これは老人保健事業の慣例に伴い残金を一般会計へ戻すためでございます。

以上が歳出の概要でございますが、詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第14号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第15 議案第14号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第14号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）平成22年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。
（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成23年3月10日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 議案第14号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の概要を説明いたしたいと思えます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。歳出の概要でございます。

第1款簡易水道総務費154万4,000円を減額し、4款予備費へ同額を増額しております。

以上が歳出でございます。

なお、詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させたいと思えますのでよろしく申し上げます。

大変失礼しました。予算書の3ページをお開きいただきたいと思います。

第2表として繰越明許費を載せてございます。簡易水道総務費として1,450万円の明繰を上げております。よろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第15号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第16 議案第15号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第15号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）平成22年度大宜味村の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ45万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,843万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成23年3月10日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願ひします。

○ 議長(金城 勇) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

○ 副村長(宮城重徳) 議案第15号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算の概要を御説明したいと思います。

補正額45万6,000円の減額でございますが、予算書の1ページをお開きいただきたいと思ひます。

歳入のほうでございますが、第2款国庫支出金25万6,000円の減額となっております。これは事業費の減額によるものでございます。

それから6款村債20万円の減額でございます。これも事業費の減額によるものでございます。

それから歳出の概要を説明いたします。予算書の2ページをお開きいただきたいと思ひます。

第2款公共下水道事業費75万6,000円の減額となっております。これも事業費の減額によります。

それから4款予備費35万円の減額でございます。

以上が歳出の主な概要でございます。

それから3ページをお開きいただきたいと思ひますが、3ページに地方債補正を上げてございます。

限度額990万円を970万円として補正を計上してございます。

なお、詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

○ 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第16号の上程、説明

○ 議長(金城 勇) 日程第17 議案第16号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 議案第16号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) 平成22年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ740万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,757万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成23年3月10日提出
大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 議案第16号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の概要を御説明したいと思えます。

補正額740万7,000円の減額補正となっております。歳入の主な概要を御説明しますと、予算書の1ページをお開きいただきたいと思えます。

1 款後期高齢者医療保険料760万7,000円の減となっております。

続きまして予算書の2ページをお開きいただきたいと思えます。

歳出でございますが、第2 款後期高齢者医療広域連合納付費760万6,000円の減となっております。

以上が歳入の主な概要でございますが、詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させますのでよろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第17号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第18 議案第17号 平成23年度大宜味村一般会計予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第17号 平成23年度大宜味村一般会計予算

平成23年度大宜味村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億1,364万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2 条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

（一時借入金）

第3 条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6億円と定める。

（歳出予算の流用）

第4 条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成23年3月10日提出

なお、内容につきましては、副村長から説明させていただきますのでよろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 議案第17号 平成23年度大宜味村一般会計予算の概要を御説明したいと思います。

なお、お手元のほうに読み上げ資料をお配りしてございますので、これを読み上げて内容の説明をしたいと思います。

議案第17号 平成23年度大宜味村一般会計予算の概要を説明します。

予算総額は25億1,364万4,000円で対前年度予算額22億9,373万1,000円に対して、2億1,991万3,000円の増額で、対前年比9.6%の伸びとなっております。

歳入について、主な款で御説明します。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思いますが、第1款村税ですが、1億7,352万7,000円で対前年度269万8,000円の増額となっております。主なものとしまして、村民税658万6,000円の減額、固定資産税842万4,000円の増額となっております。

予算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

9款地方交付税ですが、13億6,000万円で対前年度1億813万円の増額となっております。増額の主な要因としまして、普通交付税と対関係にある臨時財政対策債を本年度は9,700万円と見込むことで、対前年度マイナス1億3,300万円とすることによるものです。

それから12款使用料及び手数料ですが、4,199万5,000円で対前年度603万3,000円の増額となっております。主なものとしまして、村営住宅使用料の増額となっております。

13款国庫支出金ですが、1億2,828万6,000円で対前年度3,424万3,000円の増額となっております。主なものとしまして、民生費の国庫負担金の障害者自立支援費、子ども手当国庫負担金、土木費国庫補助金の公営住宅家賃収入補助金、総務費委託金の犬保ダム学習館管理委託料の増額となっております。

14款県支出金ですが、1億5,308万2,000円で対前年度3,744万8,000円の増額となっております。主なものとして、民生費の県負担金の障害者自立支援給付費、子ども手当負担金の増額、衛生費県補助金の不法投棄・散乱ごみ監視等事業補助金、農林水産業費補助金の農山漁村地域整備交付金補助金の皆増で、他方、総務費委託金の選挙費委託金の減額となっております。

予算書の3ページをお開きいただきたいと思います。

15款財産収入ですが、3,347万円で対前年度1,699万4,000円の増額となっております。主に今年度から開始される結の浜宅地分譲売払用地代の皆増となっております。

17款繰入金ですが、1億1,088万1,000円で対前年度2,000万1,000円の増額となっております。なお、繰入金の内訳を見ていきますと、財政調整基金より6,200万円、財産形成基金より4,000万円、園芸農業活性化事業基金より150万円、人材育成基金より216万円、結い基金より47万円、光をそそぐ基金より475万1,000円となっております。

18款繰越金ですが、8,000万円で前年度4,000万円に対して2倍の増額としております。繰越金につきましては、平成22年度一般会計予算の3月補正後の予備費を1億円弱としておりまして、その増額計上であります。

19款諸収入ですが、1億1,354万5,000円で、対前年度1,820万5,000円の減額となっております。主なものとして、水源基金助成金、水源基金造成積立助成金の減額、森と湖に親しむ旬間連絡会議助成金、長寿社会づくりソフト事業費交付金の皆減で、他方、介護ケアプラン作成料の皆増となっております。

20款村債ですが、2億4,450万円で対前年度2,650万円の減額となっております。主に臨時財政対策債の減額となっております。今年度から過疎対策事業債を充てた事業等を目でまとめまして、節でハード事業、ソフト事業としております。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして歳出の説明をいたします。

予算書の4ページをお開きいただきたいと思います。

1款議会費ですが、7,371万5,000円で対前年度1,607万7,000円の増額となっております。主なものとして、地方議会議員年金制度の廃止に伴う特別職共済会費の増額であります。

2款総務費ですが、4億4,938万1,000円で対前年度5,409万9,000円の増額となっております。主なものとして、一般管理費の防災行政無線整備工事、戸籍住民基本台帳費の外国人登録システム委託料、企画費、村史編纂費の増額で、他方、財政管理費、税務総務費、選挙費、指定統計調査費の減額、振興開発費、人権啓発活動の皆減となっております。

それから3款民生費ですが、5億4,643万3,000円で対前年度3,671万8,000円の増額となっております。主なものとして、児童措置費の子ども手当、支援費の障害福祉サービス費、障害者福祉費、児童福祉総務費の増額で、他方、国民健康保険費、老人保護措置費の減額となっております。

4款衛生費ですが、3億2,105万4,000千円で対前年度6,226万3,000円の減額となっております。主なものとして、診療所費の診療所建設関係経費、保健衛生総務費の減額で、他方、塵芥処理費の不法投棄・散乱ごみ監視等事業の皆増、国頭地区行政事務組合負担金特別分、予防費、乳幼児医療費措置費、後期高齢者医療費の増額となっております。

6款農林水産業費ですが、2億2,669万円で対前年度9,426万6,000円の増額となっております。主なものとして、林道事業費の喜如嘉林道整備、漁港建設費の農山漁村地域整備交付金事業、林業振興費の沖縄県植樹祭経費、森林GIS導入委託費の皆増、農業振興費の肥料購入補助、農業委員会費、農地費の増額で、他方、造林費の減額、さらに農業総務費は全体で減額としているもののパインアップル増殖新植奨励特別支援対策費用を皆増としております。また、シークワサー振興費の特産品開発委託、備品購入費を皆減としているものの生産助成金は前年度と同額としております。

予算書の5ページをお開きいただきたいと思います。

7款商工費ですが、2,718万4,000円で対前年度1,218万5,000円の増額となっております。主なものとして、観光費の景観向上作業賃金、大保ダム学習館等管理委託料外2件の委託料の皆増となっております。

8款土木費ですが、1億1,140万4,000円で対前年度3,070万4,000円の増額となっております。主なものとして、土木総務費の江洲地区墓地公園整備、屋古地区集落道整備関係経費、公共下水道費において、大宜味浄化センターの供用開始に伴う管理費などの公共下水道事業特別会計への繰出金の増額で、他方、道路新設改良費の減額となっております。

9款消防費は、1億5,003万2,000円で対前年度2,830万4,000円の増額となっておりますが、これは、消防吏員駐在所建設費、県消防広域化研究協議会、県消防デジタル無線設計の負担金、補助及び交付金

の増額であります。

10款教育費ですが、2億4,959万4,000円で対前年度532万9,000円の減額となっております。主なものとして、平成22年度全国高等学校総合体育大会実行委員会費の皆減、小学校費の学校管理費、社会教育総務費の減額で、他方、文化財保護費の全国重要無形文化財保持団体協議会補助金の皆増、学校給食費の増額となっております。

予算書の6ページをお開きいただきたいと思います。

12款公債費ですが、2億6,047万円で対前年度1,830万2,000円の減額となっております。元金の1,737万8,000円、利子の924千円の減額であります。

13款諸支出金ですが、7,037万9,000円で対前年度3,334万円の増額となっております。主なものとして、財政調整基金積立金、財産形成基金積立金の増額で、他方、水源基金積立金の減額となっております。

14款予備費は2,593万5,000円で対前年度61万4,000円の減額となっております。

以上で歳入歳出予算の概要の説明を終わります。

なお、7ページに第2表地方債を記載しておりますので御参照していただきたいと思います。

それから8ページから165ページにわたり事項別明細書となっておりますので御参照ください。

さらに166ページに地方債の現在高調書を、そして167ページには、給与明細書を載せてございますので御参照いただきたいと思います。

詳細については、委員会で各課長等から説明させたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第18号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第19 議案第18号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第18号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

平成23年度大宜味村の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億8,531万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成23年3月10日提出
大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 議案第18号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計予算の概要を御説明したいと思ひます。

歳入歳出総額は、5億8,531万円で対前年度2,838万2,000円の増額で、対前年度比5.1%の増額となっております。

歳入について、款の主な事項で御説明したいと思ひます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思ひます。

1款国民健康保険税は、6,926万8,000円で対前年度656万1,000円の減額となっております。減額の主なものといたしまして、一般被保険者国民健康保険税の減でございます。

それから4款国庫支出金は、2億1,212万2,000円で対前年度1,190万3,000円の増額となっております。増額の主なものといたしまして、療養給付費負担金の増となっております。

5款療養給付費交付金は、1,504万7,000円で対前年度753万9,000円の増額となっております。

6款前期高齢者交付金は、5,696万3,000円で対前年度275万8,000円の増額となっております。

7款県支出金は、3,263万4,000円で対前年度235万8,000円の増額となっております。

予算書の2ページをお開きいただきたいと思ひます。

11款繰入金は、8,299万4,000円で対前年度384万7,000円の減額となっております。まず減額の主なものといたしまして、一般会計繰入金の減となっております。

それから12款繰越金は、1,423万9,000円で対前年度1,423万8,000円の増額となっております。

続きまして歳出の説明をしたいと思ひます。

予算書の3ページをお開きいただきたいと思ひます。

2款保険給付費は、3億5,979万8,000円で対前年度2,214万7,000円の増額となっております。増額の主なものとして、療養給付費の増となっております。

3款後期高齢者支援金等は、5,524万3,000円で対前年度230万8,000円の減額となっております。

それから6款介護納付金は、3,822万7,000円で対前年度54万4,000円の増額となっております。

7款共同事業拠出金は、1億1,007万2,000円で対前年度61万8,000円の増額となっております。

予算書の4ページをお開きいただきたいと思ひます。

8款保健事業費は、763万9,000円を計上しております。

それから12款予備費は、973万円で対前年度813万3,000円の増額となっております。

なお、詳細については、委員会等で担当課長から説明させたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第19号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第20 議案第19号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 議案第19号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算

平成23年度大宜味村の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,243万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億3,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成23年3月10日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させていただきますのでよろしく申し上げます。

○ 議長(金城 勇) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

○ 副村長(宮城重徳) 議案第19号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算の概要を御説明したいと思います。

予算総額は、2億7,243万5,000円で対前年度523万円の減額で、対前年度比1.9%減の予算となっております。

歳入について、款の主な事項で御説明したいと思いますので、予算書の1ページをお開きいただきたいと思ひます。

2款国庫支出金は、7,000万円で対前年度1,600万円の減額となっております、これは水道施設補助金でございます。

3款繰入金は、一般会計よりの繰入金8,087万2,000円で、対前年度172万9,000円の減額となっております。

4款繰越金は、100万円で対前年度50万円の増額となっております。

5款諸収入は、2,500万3,000円で対前年度2,000万円の増額となっております。これは水源基金助成金でございます。

6款村債は、3,500万円で対前年度800万円の減額でございます。

続きまして歳出を御説明したいと思いますので、予算書の2ページをお開きいただきたいと思ひます。

1 款簡易水道総務費は、8,586万8,000円で対前年度2,052万8,000円の増額となっております。増額の主なものとして、水源基金事業による工事費の増となっております。

2 款簡易水道事業費は、1 億500万円で対前年度2,400万円の減額となっております。これは水道施設整備事業費でございます。

それから3 款公債費は、8,105万7,000円で対前年度175万8,000円の減額でございます。

以上が歳入歳出予算の概要でございますが、なお、3 ページに第2 表の地方債を記載しておりますので御参照いただきたいと思います。

それからさらに14ページ以降に地方債の現在高調書等を添付しておりますので御参照いただきたいと思います。

なお、詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第20号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第21 議案第20号 平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第20号 平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算 平成23年度大宜味村の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ968万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1 表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2 条 地方自治法第235条の3 第2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300万円と定める。

平成23年3月10日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） それでは議案第20号 平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算の概要について御説明します。

予算総額は、968万1,000円で対前年度1,436万6,000円の減額で、対前年度比59.7%減の予算となっております。

歳入について款の主な事項で説明したいと思っておりますので、予算書の1 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款国庫支出金及び5 款村債は、補助事業の完了により対前年度899万9,000円と、1,329万9,000円の

減額となっております。

3款繰入金は、一般会計よりの繰入金927万1,000円で、対前年度757万7,000円の増額となっております。公共下水道の供用開始に伴う増額となっております。

続きまして歳出の説明をいたしたいと思しますので、予算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

1款公共下水道事業総務費は、717万6,000円で対前年度716万5,000円の増額となっております。増額要因は、公共下水道の供用開始に伴う管理費の増であります。

2款公共下水道事業費は、事業完了に伴い計上はありません。3項に対前年度2,229万8,000円の減額となっております。

3款公債費は、199万7,000円で対前年度31万8,000円の増額でございます。

以上で歳入歳出予算の概要でございますが、詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させていただきますのでよろしくお祈いします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第21号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第22 議案第21号 平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第21号 平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算

平成23年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,732万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成23年3月10日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお祈いします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 議案第21号 平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算の概要について御説明したいと思います。

予算総額は、3,732万8,000円で対前年度700万7,000円の減額で、対前年度比15.8%の減の予算となっております。

歳入について款の主な事項で御説明したいと思いますので、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

1款後期高齢者医療保険料ですが、1,688万8,000円で対前年度790万6,000円の減となっております。主に特別徴収保険料によるものでございます。

4款繰入金は、2,026万1,000円で対前年度89万9,000円の増額となっております。一般会計からの繰

り入れで保険基盤安定繰入金として計上しております。

続きまして歳出の説明をしたいと思いますので、予算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金ですが、3,691万4,000円対前年度700万6,000円の減額となっております。

なお、詳細については、委員会等で担当課長から説明させたいと思いますのでよろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（金城 勇） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

(午後12時24分)

平成23年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成23年3月14日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成23年3月14日 午後1時30分)

散 会 (平成23年3月14日 午後3時24分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 平 良 英 勝

4 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 具志堅 朝 秀

9 番議員 平 良 嗣 男

10番議員 金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久 建設環境課長 山 城 均

副 村 長 宮 城 重 徳 村史編纂室長 米 須 邦 雄

総 務 課 長 島 袋 幸 俊 会 計 課 長 山 城 文 子

財 務 課 長 神 里 富 松 教 育 長 平 良 宏

住民福祉課長 大 城 武 教 育 課 長 友 寄 景 善

企画観光課長 島 袋 一 道 農 業 委 員 会 長 新 城 寛

産業振興課長 新 城 寛 監 査 事 務 局 長 宮 城 豊

シークワサー
振 興 室 長 宮 城 博 俊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程（第2号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	
2	決 議 案 第 1 号	ケビン・メア前米 국무省 日本部長の発言に対する抗議決議	

◎開議の宣告

○ 議長（金城 勇） こんにちは。

本日の日程は、東日本大震災の影響のため大宜味中学校の卒業式が本日午前に延期されたことに伴い、議長と議会運営委員長との協議の結果、予定を繰り下げての開会となっておりますので御了承願います。

会議の開会の前に去る3月11日に起きた東日本大震災の被災者に黙とうを捧げたいと思います。起立をお願いします。黙とう。

（黙とう）

○ 議長（金城 勇） 黙とう直れ。被災者におかれましては、一日も早い復興を願っております。これから本日の会議を開きます。

（午後 1時30分）

◎一般質問

○ 議長（金城 勇） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 平 良 英 勝 議員

○ 議長（金城 勇） 通告順により、発言を許します。

国道58号田嘉里、浜出入りのミラー設置と樹木の伐採について、平良英勝議員。

3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） では一般質問をさせていただきます。国道58号田嘉里、浜出入りのミラー設置と樹木の伐採について一般質問をさせていただきます。

田嘉里、浜部落から国道58号へ出る際に、国頭方面から名護方面へ行く車両の見通しが悪く非常に危険な状態であり、いつ事故が起こってもおかしくない状況であります。事故が起こる前に、防止のためにミラーの設置と沿道の樹木の伐採について国道事務所への要請をお願いいたしたいと思っております。村長にお伺いいたします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） こんにちは。先ほど東北あるいは関東震災に対する黙とうを捧げましたが、本当にありがとうございます。大変勝手なことではございますが、今、英勝議員の御質問にお答えする前にちょっと時間をいただきたいと思っております。

去る3月11日、先ほどありました東北関東及びその地域において発生いたしました国内史上最大の未曾有の地震による多くの死者を初め、犠牲者が出ると甚大な被害が発生いたしました。そのことについて心から追悼の意を表するとともに、被災者に対してお見舞いを申し上げたいと思っております。一日も早い復興を祈念申し上げます。

それではただいまの平良英勝議員の国道58号浜出入りのミラー設置と樹木の伐採の御質問についてお答えをいたします。

これまで御質問と同様な内容の要請、相談等が他地域からもたびたびあり、交通安全の視点から北部国道事務所へ要請書の提出や行政懇談会での要請を行ってきております。最近では役場から58号へ出る

際の危険とされていた農協横の信号設置、大宜味小学校裏クラブハウス横の樹木の伐採、大宜味から根路銘へ通ずる箇所（箇所）の樹木の整理、宮城区の横断歩道の移設等があります。その結果、改良改善されたのも多くあります。質問の箇所については実際確認をいたしましたところ、緩やかなカーブをクサトベラやススキ等の雑木、雑草により視界が遮られ危険であるという認識をしております。これは国頭村との境界、近くということもありまして、国頭村長あるいは浜区、田嘉里区、両区長と調整しながら要請をしていきたいと考えております。

○ 議長（金城 勇） 3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） 村長もみずから現場へ確認へ行かれたということでありまして、本当にありがとうございます。国道58号は週末にもなりますと中南部からの、特に二輪車のツーリングが多く、国頭方面から名護方面へ向けて相当のスピードを出す場所でありまして、国道へ出る際には、出る車両のフロントの部分を出さないと確認できない状態であります。その中、本村では平成19年1月18日、宮城島で死亡事故が起こって以来、4年有余、死亡事故ゼロ更新中でありましたが、去る2月6日に残念ながら大宜味村改善センター前国道で今年成人を迎えた若者2名が事故を起こし亡くなっております。地域の皆さんも御存じのとおりであります。道路の整備も重要であり、ぜひ村当局から北部国道事務所へミラーの設置を強く要望してもらいたいと思います。そして見通しのきくよう樹木の伐採、整理等の要望をお願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

（島袋幸俊総務課長 登壇）

○ 総務課長（島袋幸俊） 先ほど村長の答弁にありましたとおり、これまでもいろいろの箇所の要望等を行ってきております。地域の要望をなるべく国の機関へも通ずるよう、誠意を持って対応していきたいと思います。この間確認したところ、樹木が、雑木といますか、それが歩道のほうにまで伸びているということもありまして、その箇所は危険という感はしました。そのあたりを中心に早目の対応をしていきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） 総務課長からの答弁がありましたとおり、誠意を持って対処していきたいということでありまして、私も期待しておりますので、またみんなで力を合わせて大宜味村から事故のないように願ってきたいと思います。これで質問を終わります。

○ 議長（金城 勇） これで平良英勝議員の質問を終わります。

◇ 大 城 佐 一 議 員

○ 議長（金城 勇） 次に大宜味村観光振興について、大城佐一議員。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 大宜味村の観光振興について。平成23年度の施政方針と平成21年9月に策定した大宜味村観光振興基本計画において、基本目標に北部への観光入域者数の10%程度の誘客を目指し、豊かな住みよい村づくりに資するとあります。基本方針においては、大保ダムとの一体的整備が進められる長寿と癒しの森整備構想地域の「山」、伝統的な生活文化を保持し、美しい景観を保存形成すべく「里」、天然の良港を有し美しい海浜地域の「海」において、それぞれの地域に立脚したエコ・グリーン・森林・ブルー・ヘルシーツーリズム等を網羅した全体構想を作成し、「山」・「里」・「海」が連動し

た大宜味独自のトライアングル観光を展開するとありますが、1、北部への観光入域者数の10%程度の誘客を見込んでいますが、どのような計画を立てているのか。2、山・里・海を連動した大宜味村独自のトライアングル観光の具体的な構想はあるのか。以上、2件についてお伺いいたします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの大城佐一議員の観光振興についての御質問にお答えをいたします。

2点ございますが、それぞれ別々にお答えしたいと思います。1点目の誘客についての質問でございますが、現在、名護市以北地域、特に本部町の美ら海水族館等に約300万人の観光客が訪れております。その10%のおおよそ30万人を大宜味村に立ち寄ってもらい、村が経済的に潤うという計画であります。平成21年度の大宜味村への観光客数は道の駅と芭蕉布会館におおよそ15万人、そのほか塩屋湾トリムマラソン大会や夏まつり、産業まつり等の各種イベントや伝統的なまつりへの集客等を勘案すると、おおよそ17万から18万人の観光客が大宜味村に訪れていると推測されます。今後は観光振興基本計画に基づいた取り組みによる観光受け入れ窓口体制の充実や村内への観光客の導入、誘導策の検討、さらに観光拠点施設の整備を行い、持続可能な美しい豊富な資源を保全する施策のもとで、観光客の適正な受け入れを行っていきたいと考えております。また現在、大宜味村の豊かな資源に触れるプログラム等がNPOや個人のガイドによって実施されております。今後とも具体的な取り組みをしながらプログラムの見直し等を行い充実を図っていきます。当面は民泊事業の拡大、大保ダム周辺でのツアープログラムの試行イベント等を支援してまいります。

2点目の山・里・海に連動した大宜味村ツーリズム観光については、大保ダムの4月からの供用に伴って大保ダムを拠点としながら、山では大保ダム周辺や近隣の山で散策等の森林ツーリズムや周辺農地でのグリーンツーリズム、その他ウォーキングが体験できますし、里では既存の字の景観形成を図る中で大宜味村の人たちとの触れ合いで人情の豊かさや癒しを感じてもらうことができます。特に歩くということについては、エコツーリズムの推進全体構想のキーワードとして挙げた「歩む」の視点で集落地域を歩き売店の利用やアットイグラー等を身近に体験できます。そのことがエコツーリズムによる地域活性化につなげていけるものだと思っています。海ではこれまで漁業者の協力で塩屋湾、大保ダム湖、ぶながや湖でのカヌー体験やウンガミ等の伝統的な行事の疑似体験のプログラムも施行されています。観光事業も含めて地域の活性化事業で大切なものは人材育成であります。観光事業人材として地域ガイドの育成は大変重要であります。地域の専門ガイドとして自立できる人材育成を目的とした取り組みを促進してまいります。人と癒しをつなげられたエコツーリズムで地域を活性化し、豊かな村づくりに取り組んでまいりたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ただいまの村長からの答弁で観光客の入域者数の数字が、これは沖縄県における旅行観光の経済波及効果という資料から導き出したものですが、平成22年度に585万人余りが沖縄に観光に来て、そのうちでじゃあこの中から海洋博には何%行くのか、北部では大体海洋博に30%、名護のパイン園に10から20%が行くというアンケートが出ていまして、その中で、今の村長からの答弁では大体30万人ということは0.4で30%と、50をすると、大体250から300、これは大体予想どおりでありますので、この0.1%というのは25万人、その辺の入客を見込んでいるわけですが、実際にこれは可能な数字なのか、これは先ほどもいろいろ村に芭蕉布会館とか、トリムもいろいろ合わせて18万人という観

光客が入っているということですが、そこにもっと、やっぱり大宜味にもいろいろな観光振興基本計画の中にも大宜味には文化、史跡、もろもろの観光資源がたくさんあるということもあります。そういったピーアールをするためにも、今の観光地域の育成、ガイドの育成もやるということでもありますので、本当に観光客を誘客するには、もう少し大々的にマスコミ等もどんどん利用してアピールして、県の誘客のプロモーション大会の中にもいろいろこの旅行社に対してパンフレットとかタイアップして、どんどん県外にもアピールしていくということであつたわれておりますので、その辺はぜひ目標に向かって頑張ってもらいたいと思います。ちなみに沖縄県の年間の経済効果が580万に対して、生産波及効果が6,903億円、そのうちの雇用効果が7万8,850人、税収効果が298億円ということでありまして、これを単純に大宜味村に20万人訪れるということで、この方たちが村内に1人1,000円でも落としてもらえれば相当な金額なんです。そのためにもぜひこういった観光を目的とした、例えば喜如嘉に対しては今のイタシキのこのイタチービシとか、オクラレルカの花もあるし、そしてまた謝名城もこれからも整備していくということでもありますので、また4月にはそのオクラレルカの花と相まっていぎみていぐ展も開催されます。そういったものをマッチングして、どうにかいろいろ企画して観光の誘客に努めてください。また塩屋港内ではいろいろ、塩屋湾でも本当にいい湾内のあれもたくさんありますし、まずはカキの開拓の漁場栽培の発祥の地ということもありますし、また重要無形文化財の塩屋湾のウングミもありますし、そういったまたハーミージョーには、こういったハナウリのエンの一節の歌碑もありますし、また塩屋のハスノハギリですか、村指定の名木もありますし、こういった地域にあるものをもう少し見つめて、本当に拾い出して、今まで感じなかったものをどんどん拾い出して、こういったものをタイアップした観光との事業の取り組みということで今伺いましたんですが、よろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋一道） ただいま議員のほうからいろいろな施策についての御提案がありましたが、私たちも全くそのとおりだと思っております。現在、長寿の里、シークワサーの里、芭蕉布の里、ぶながやの里ということで、4つのキーワードに関するプログラムとかそういうこともやっておりますが、そのほかに地域との交流ということで先ほどありました伝統的な行事とか、あるいは地域のお年寄りとの触れ合いといいますか、これは長寿につながるとは思いますが、公民館等でのふれあいということもこういうメニューも取り組んでおります。ちなみに平成20年度から企画観光課ということで、観光ということでやってきております。そして観光振興計画に沿っていろんな取り組みをしてきております。そこで具体的な成果といいますか、そういったものは宿泊の施設がないということがいろんな課題としてありましたが、その件につきましては、農家民泊ということで来ております。それについては現在28戸数でありまして、1回は100名ほどの受け入れはできるというところまで来ております。そこについても大阪とかそのあたりからの、高校の修学旅行とか、そういう取り組みをしております。そういったことがあります。今後は先ほどありましたように、もう少し地域に経済的に潤していただくということで先ほど村長のほうからもありましたが、アツタイグワとか、そして地域の売店を利用するようなことができないか。そして道の駅の充実等を含めてその辺の経済効果というのも出していきたいと思っております。いろんな試算がありましたが、私たちもそういった資料に基づいての誘客ということを考えておりますが、特に大宜味村のほうで大事なことは自然を保全しながら、地域のよさをそれを来てもらった人たちに魅力を感じてもらいたいということでの施策がありますが、十分に地域に経済的に潤せるような観光施策をやっていききたいと思っております。以上であります。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） いろいろ観光の目的もありましたが、修学旅行の話もありましたが、これは各月の観光の入域者数を調べてみますと、やっぱり7月から9月は若い世代が多いと、ほとんど30代以下が3分の2以上、10月から12月は修学旅行ですね、1月から3月は50代以上の方が3割ぐらいあると、こういうような県の統計は出ております。温かい沖縄で、今のアツタイグワー、地域に根差した、地域との交流を深める本当に身近な体験型の旅行というのは修学旅行もあるし、子供たちのこともあるし、年配の方がよくマッチしていると思っております。そこには道の駅ももう少し改善して、そこにじゃあどういった料理を出すのか、最近また、期待が持てるそばの消費の拡大もセットして、そばにもこの前の先生が言うにはヘルシーで痩せる要素があると、ダイエットの効果があると。そして血液をさらさらにする効果もあると、こういったものとシークワサーにはまた最近、これは2月26日に内臓脂肪の増加を抑えるという新しい成分が含まれているということでもありますので、こういったヘルシーツーリズム、私、健康を基盤にこういったものを、食事もきちっとしたらどうかと思っておりますので、その辺の考えもよろしくお願ひしたいと思ひます。

そしてまた、なぜ、今私が塩屋湾を、なぜお話ししているかということ、お互い塩屋湾を見過ぎて余り感じなかったんですが、この前新聞に歌手の池田卓さんが県の介護老人保険の施設大会において、島のよさは不便なところ、だれかのために動くことが当たり前、亡くなった祖母からないものをねだるより、あるものに感謝しなさいということを学んだということで、講演が新聞に載っておりましたが、私も本当にハッとしました。今まで見慣れた塩屋湾が、ある1月ごろに南部の方と話をしたときにはああいうすばらしいところに住んでうらやましいねということ聞かれて、じゃあ調べてみようということで、私も六田原に登ってみました。本当にすばらしいあの塩屋湾ですね、波が静かでグリーンに映える塩屋湾、もう少しきれいに伐採もすればいいなと思うんですが、その中に、登っていく中にも桜の木もたくさんあります。その辺の道路も整備して、この桜をどうにか生かす考えを、村としての考えも入れてほしいと思っております。管理するにはこれは個人の土地になっておりますが、村が買い上げるかどうか、その辺は村としての対応もあると思ひますけれども、その桜を整備すれば、この桜と猪垣も近くにありますが、また大宜味、ハキンジョからはツバキと猪垣道路、3色のマッチングした観光の受け入れとかいろいろできると思ひますので、その辺の考えもお願ひしたいと思ひます。ちなみに東村の資料も見たんですが、東村がツーリズムの盛んになった年から観光客の入りが平成16年には24万4,000人でしたが、平成21年度には31万3,000人となっております。そしてこれに伴って1人当たりの村民所得も大分上がっております。これは平成8年が154万円から平成15年に260万円というふうに、こういったデータも、やっぱり観光客が入ることによって村民も潤うし、また村民一人一人の所得の向上にもつながると思ひますので、その辺もぜひ観光事業に対しては十分吟味して、また私、推進するには財政も厳しい中ではありますが、損失はいとわなくて、この分は倍にはね返れば村としてもいいと思ひますので、その辺の考えを村長に聞いて質問を終わりたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの大城佐一議員の再度の御指摘であります、ありがとうございます。本当に大宜味村における観光客を迎えることのできる要素というのは、今御指摘のとおり数たくさんあるなということは感じながら、それを具体的にどう展開していくのかということと今一步前に進めていないということがあります。ただ、我々としては観光はやっぱり豊かな自然ということと、豊かな文

化を持っていて、人情も豊かであるという、そしてロマンに満ちた平和を象徴するといういわば、ぶながやというのを大きな特性を持っておりますから、そういうことをもっとしっかり活用していくために何がどのような方法でやればいいのかということを中心に検討を深めていかなければならない。塩屋湾の活用についても所信表明でも少し触れましたが、非常に貴重な自然だととらえておりますから、先ほど佐一議員の御指摘のありますようなことを経済効果もあわせながら、村民の人情が反映できていけるような村政というか、村の気質といいますか、思いというものが伝わっていけるようなことで、長続きできる観光というものを考えていきたいということでこれから具体的に観光振興課のほうで拾い出してやっているとございますので、しっかり努力をしていきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） これで大城佐一議員の質問を終わります。

◇ 安里重和議員

○ 議長（金城 勇） 次に河川の維持管理について、安里重和議員。

7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） それでは河川の維持管理について質問を行いたいと思っております。

大宜味村内にある河川ほとんどが河口閉塞になっておりますが、今の状況ですと、汚泥やゴミがたまり悪臭が漂うかと。また海と川を行き来する魚類も多く生息していますが、河口に土砂が堆積していると魚類は海と川を行き来できず、魚類が貧弱になるのではと不安に感じております。大宜味村の河川では55種類の魚類が確認されていますが、純淡水魚は9種（16.4%）、その他46種（83.6%）は海と川を行き来して生活する魚類です。また川は私たち日常生活においても欠かせないものです。そこで村として河口閉塞に対する対応策は考えておられるのか村長へお伺いしたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの安里重和議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、村内のほとんどの河川で河口閉塞の状態が見られます。村といたしましても汚泥やごみの堆積による悪臭を非常に懸念しているところであります。沖縄県内の河川においては流域面積が小さいことから、河川の流速低下による土砂堆積、そして海の波浪や台風時の高潮による海砂堆積が河口閉塞の起因と見られます。特に小さい河川では恒常的に河口閉塞が発生しております。それによる河川生態系に与える影響は安里議員が御指摘のとおり魚類の遡上行動の阻害、魚類の変死、水質の悪化、植栽等への影響等が考えられます。田嘉里川の河口閉塞につきましては、県土木建築部行政懇談会におきましても恒常的な河口閉塞の発生をとめるため、平成13年度より導流堤施設の整備を4回にわたり要請を行ってまいりましたが、浜海岸の高潮対策事業での養浜砂流出防止のための突堤で導流堤の機能を果たしているとの見解を受けておりますが、再度現地の検証をお願いするとともに、河口閉塞の大部分は先ほど申し上げましたが、漂流砂によって周辺海岸から運び込まれた土砂が堆積し発生しております。恒常的な河口閉塞を解消する方法として、海岸管理者であります沖縄県へ導流堤の施策等の整備を引き続き要請していくつもりでございます。また緊急時における河口閉塞の解消を図る際におきましても、海岸法上の規定がありますが、迅速な対応がとれるよう県との調整を図ってまいりたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） ちょうど今、村長がおっしゃるようにすべて県管理の海岸のほうからたまった土砂です。これはほとんど養浜工事でたまった土砂だと思います。河口に堆積している土砂は本当に県管理の海浜からの土砂です。行政側として県へ早目に撤去できるよう要請をお願いしたいと思います。私の案としてですが、土砂堆積と浚渫といたちごっこにならないよう潮の流れをシミュレーションし突堤を建設するか、またボックスカルバートを設置するかがよいかと思います。私の質問はこれで終わります。

○ 議長（金城 勇） これで安里重和議員の質問を終わります。

◇ 宮 城 辰 徳 議 員

○ 議長（金城 勇） 次に大宜味村特産品（シークワサー）加工施設について、宮城辰徳議員。

5番 宮城辰徳議員。

○ 5番（宮城辰徳） 大宜味村特産品（シークワサー）加工施設について、2点質問したいと思います。1点目ずつ質問していきたいと思います。

まず1点目に、平成22年度の施設説明会において、前の指定管理者合同会社大宜味シークワサー振興組合が設備を使用した期間の使用料は未納とのことでしたが、納めてもらったのかどうかお伺いいたします。担当でもいいし、村長のほうでもいいですからお伺いします。

2点目に、平成21年11月27日に新規の設備機器7基を増設していますが、その目的についてお伺いいたします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの宮城辰徳議員のシークワサー加工施設についての御質問にお答えいたします。

2点ございますが、まず1点目は、前の指定管理者合同会社大宜味シークワサー振興組合が設備を使用した間の使用料155万1,900円については、平成22年3月31日に組合に請求書を送付しておりますが、現在までのところ未納となっております。2点目の新規の設備機器7基の増設目的については、増設した機器はスクリーンボックス、ろ過器、ホモジナイザー、ホモジナイザー後ろタンクのタンク、流量計、冷却熱の交換機、瓶口洗浄機の7基でございます。導入機器につきましては、ろ過機能の充実と製品が時間の経過により分離し固形物が沈澱する現象を抑え、良質で衛生的な商品の製造を行うための機器の整備で製品の衛生的に安心、安全化に向けた改造であります。

○ 議長（金城 勇） 5番 宮城辰徳議員。

○ 5番（宮城辰徳） 1番目の使用料については未納ということですが、この後、やがて1年になります。その間、請求したのかどうか、担当室長のほうでもいいですから返事いただきたいと思います。

それでもう1つ、2番目です。今7基、村長からお話がありましたけれども、これは1,500万円余りの投資なんです。これまで指定管理を変えるために裁判をしている最中に住民説明会の中で設備を工夫すれば300トンの生産能力は大丈夫ですと。それにもかかわらず現在は100トンの能力しかありません。要するに私が言いたいのは、当初の設計が間違っていたのか、1,500万円も投資して100トンしか能力を維持できないというのが当初の目的からして考え方が違うんじゃないかと。確かに衛生面とかいろいろ

やるべきことは必要だと思いますけれども、当初の設備でなぜこういったものを、新しく1,500万円を投資しなければいかなかったかという観点から質問をしているわけで、私からすると村民が期待しているのは、1トンでも多く生産能力を上げることを望んでいるわけです。そのことでなぜこういう目標を上げないで衛生面だけでこういう設備投資の仕方をしたのかということをお聞きしたいです。よろしくお願いします。

○ 議長（金城 勇） シークワサー振興室長。

○ シークワサー振興室長（宮城博俊） まず1点目ですね、使用料をその後請求したかということについて、現在のところまだ請求しておりません。

2点目についての能力の件ですね、この辺のところもちょっと私、4月1日からでありまして、今の石垣島サプライの運営に向けて設備のメンテナンス中でありまして、現在、質問されたものについて、7基の機器増設について生産が上がるのかということについて、ちょっと私のほうでは今現在何とも言えないということです。

○ 議長（金城 勇） 5番 宮城辰徳議員。

○ 5番（宮城辰徳） まず1番目に1年間、要するに平成22年3月31日付で請求書を出しました。やがて1年もなる間請求もしないと、放置しているということが私には理解できないわけです。法律的にもいつて1年間請求しなければ無効になるということもないですか。ぜひそういったものをきちっとした対応をしていただきたいと思います。

2点目に、今私が質問しているのは増産目的でやるべきじゃなかったかということを知っているのであって、能力を把握していないという表現としては担当課長としてはもっと勉強して村民の声を生かしてもらいたいと。そういうことしか返答できなければ、私の質問はこれで終わりますけれども、要するにお願いは一日も早く請求して、約束を守ってもらうということをしてもらいたいと。これはちゃんと平成21年度大宜味村…、何と申しますか、年間使用料協定書というものにうたわれているわけですから、これはきちっと請求書を出したら4月末日までには納めることとなっているわけですから、そういったものを守らせるようにしていただきたいと思います。

2点目には、もう一度勉強していただいて、本当に村民が望むシークワサー加工施設へ持って行ってほしいということでもあります。

それでは次の質問に移ります…。

○ 議長（金城 勇） ちょっと待ってください。これは今、2件は答弁は必要ないということですか。ちょっと待ってください、整理しますね。今の件で再質問ですか。答弁を要求するわけですね。わかりました。答弁をお願いします。

シークワサー振興室長。

○ シークワサー振興室長（宮城博俊） 今の使用料については、再度請求をやっていくということでもあります。

それとまた御指摘のありました2番目の私の勉強不足で答弁に不足のところがありましたけれども、この辺、いろいろ勉強をして善処していきたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（金城 勇） これで大宜味村特産品（シークワサー）加工施設についての質問を終わります。

次にシークワサーの花祭りについて、宮城辰徳議員。

5番 宮城辰徳議員。

○ 5番(宮城辰徳) 今、押川のほうではシークワサーまつりをやるということですが、大宜味村の花であるシークワサーの花祭りが平成23年3月19日から押川部落で、照屋区長を中心として開催に向けて進められていますが、村としての協力体制はどうなっているかお伺いしたい。

○ 議長(金城 勇) 村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) ただいま宮城辰徳議員のシークワサーの花祭りについての御質問にお答えをいたします。

ただいま御指摘のとおり、押川シークワサー生産組合組合長照屋 章氏で計画をしている花祭りですが、平成21年4月23日にシークワサー振興室、大宜味村シークワサー産地振興協議会で共同作成いたしました大宜味村シークワサー振興戦略による戦略展開の基本認識で、1つにはシークワサーの特性を有効活用するというので、その花の時期、そして青切りの時期、加工用の時期、果物用の時期というように4つの時期に分け、その時期を見通して通年型といいますか、通年型産業としての季節別、季別展開を図り、大宜味村の総合産業として推進する一つとして花の時期があります。村と産地振興協議会では当花祭りに対してバックアップをしていくということにしております。具体的には産地振興協議会が花祭りへの協賛を行っておりますし、そのほかにつきましてはこれから協力体制をしっかりとっていくという予定で、いずれにしましてもその花祭りについては協力をするというか、支援をしていくと思っております。

○ 議長(金城 勇) 5番 宮城辰徳議員。

○ 5番(宮城辰徳) 今、村長からお話があったように、これも確かに平成21年度のシークワサー振興室の事業推進の中、販売促進の一つにシークワサーの特性を有効活用し、花、青切り、加工用、果物用の時期を見通した通年型産業としての季節展開を図り、村の総合産業として推進するというのをうたわれているわけです。本当に今、協賛して頑張っているというのはわかります。当人、照屋区長のほうからも情報を得ながらやっていますけれども、今回は押川部落で中心となってやっていきたいということで今進めているということですが、やはり平成21年度にそのような形でうたわれています。しかし平成22年度にはその文言が省かれています。ですからそういうバックアップに対しても、先ほどの佐一議員が言ったように観光を呼び寄せるためにもこういったものを宣伝効果を村のほうからも手助けしていただきたいと。あれは沖縄タイムスのほうには載っていたんですけども、そういったものも村のホームページに掲載したり、そういった努力もすべきではないかということでもあります。今回に対してはちょっと部落のほうでいろいろありまして、行政のほうの協力もお断りしたと。部落のほうも自分でやっていきたいという意向もあるとはいえますけれども、今後の対応としても村の対応、バックアップ体制についても一度お伺いしたいと思います。担当室長でもよろしいです、よろしく願います。

○ 議長(金城 勇) シークワサー振興室長。

○ シークワサー振興室長(宮城博俊) ちょっと調整がおくれてまして、その件については、押川区と生産組合ですね、区長が生産組合長になっているんですけども、花祭りについて初めてなものですからちょっと手間取ったところがありまして、両新聞社、NHK等には協力お願いということで、組合長みずからお願いしに行ったといういきさつがあります。それと広報体制ですけども、チラシという

んですか、これが先週できまして、きょう付で各区長、役場職員等にインターネットで配信しておりますので、それとまた生産組合長みずからがピーアール活動、中学校のほうにもポスターが張られておりますのでその辺は協力体制をこれからとっていきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 5番 宮城辰徳議員。

○ 5番（宮城辰徳） 照屋区長を初め、パソコンの勉強をしてすばらしいポスターもつくられています。これもパソコンの勉強の成果だと思います。今、室長がおっしゃったように、今後ともバックアップ体制、協力体制をして、大宜味村の花である、シークワサーの花祭りを今後盛大に盛り上げてほしいなど、私たちが協力していきたいということで質問を終わらせていただきます。

○ 議長（金城 勇） 以上で宮城辰徳議員の質問を終わります。

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

（午後 2時24分）

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時30分）

◇ 平 良 嗣 男 議員

○ 議長（金城 勇） 次に第62回沖縄県植樹祭の取り組みについて、平良嗣男議員。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思います。

第62回沖縄県植樹祭の取り組みについてお伺いをいたしたいと思います。県植樹祭が結の浜にて執り行われると思うが、県の開催趣旨は本県の緑化推進運動の中心的行事として、森林、緑の造成を通じて緑化の普及啓発を図る目的で昭和26年からこれまで継続して県、開催市町村、社団法人沖縄県緑化推進委員会、三者共催で開催している。さらに平成21年度からは100年先の緑の美ら島の創生を目指し、全島緑化県民運動を展開し、県民を巻き込んだ「全体緑化県民運動 沖縄県植樹祭」として開催されているところであります。平成22年度第61回開催地の豊見城市長より、第62回開催地である我が大宜味村長へ苗木の贈呈があったことは御存じかと思います。結の浜の潮風の強い場所も緑の造成地になることを期待しているところでありますが、下記の件についてお伺いをいたしたいと思います。

1点目に、開催時期についてでございますが、村長の施政方針に5月と明記されておりますが、そこら辺を再度お伺いしたいと思います。

2点目に、樹種についてでございます。

3点目に、植樹の植えつけ場所について。

4点目に、大会テーマはどうなっているのか。そこら辺もお伺いしたいと思います。

そして5点目に、緑の少年団の結成、設立等についてお伺いをいたしたいと思います。

6点目に、翌年の育樹祭の取り組みについてどう考えているのか、1点から6点までお伺いをいたしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの平良嗣男議員の県の植樹祭の取り組みについて、6点ございました。そのことについてお答えをいたします。

まず1点目の開催時期でございますが、ただいま御指摘のありましたようなことで、2月中旬に開催いたしました沖縄県緑化推進委員会、それから大宜味村の三者担当者調整で平成23年5月14日土曜日の開催を予定して計画を進めているところであります。

2点目の樹種については、1点目に申し上げました三者協議の上、ハイビスカスとヤブツバキを予定しているところであります。

3点目の植樹祭の場所については、結の浜の漁港側の国道沿いから約350メートル区間にて調整を進めているところであります。なお、当初は結の浜石碑周辺と国道側で計画をいたしました。が、県及び緑化推進委員会との現場調整の結果、風害や塩害により活着に影響を及ぼし枯れるということで、場所の移動等の指示があり、幾つかの場所から現在の場所を選定しているところであります。

4点目の大会テーマについては、現在、11件の候補が挙げられており、その中から近日中に決定をしようとしております。

5点目の緑の少年団の結成、設立につきましては、所在地が塩屋地番であるということから、塩屋小学校で今調整を図っているところでございます。

6点目の翌年の育樹祭の取り組みについては、育樹祭については緑化推進委員会にて選定を行っていることから、翌年度の開催予定は当村においては今予定されておられません。今後、緑化推進委員会と調整を図りながら育樹祭について進めていけるように考えていきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 開催時期については、先ほどもございましたように5月14日土曜日ということでございますが、この樹種について、先ほど緑化推進委員会と話し合いをやった結果のハイビスカス、ヤブツバキと理解していいんでしょうか。私はこの開催地の結の浜、御存じのように大変潮風の強い場所で、植栽するのに大変、物が生きるか生きないかという状況にあらうかと思えます。そこで今、結の浜にある残土があります。その残土を使った海岸沿いの盛り上げをして、例えば、外側にアダンの苗を数多く植えていくか、またはアダンを植えていくか。そういうようなことをやりながら、そして内側にはいろいろありますでしょうが、先ほど言ったヤブツバキもあるでしょう、フクギもあるでしょう、風に強い、方言で言うヤラブというのがありますね、いわばテリハボクです。フクギの仲間であるが、そういうものを植えて、そして平成23年度に植えて本来のものを今言った、いわばハイビスカス、それからヤブツバキを植えるとか、そういうような方法をとっていかないといけないんじゃないかと思っておりますが、そこら辺の検討はあるのかどうかお伺いをしたいと思います。

そして大会テーマは今考えているようでございますが、昨年度は「守り育てよう緑豊かな我が郷土」と豊見城市はテーマとして持ってきたわけですが、例えばよみがえれ緑豊かなこの大地ということもございまして、大宜味村に合ったようなテーマを、数多くの人からテーマを選んでいただいて、情報を得てテーマをつくっていただきたいと願っております。

そして緑の少年団結成ですが、先ほど村長のほうからありました塩屋校区ということで、塩屋小学校を考えているということですが、そこら辺も早目に緑の結成をして、その大会時にはやはり少年団の意見発表もあるでしょう、そういうこともあるでしょうから、早目にそういう結成もやっていただきたいと願っております。

翌年の育樹祭の件ですが、これは県との調整もやらないといけないでしょうが、やはり植えたものは育てていかないとけない。そういうことで翌年の育樹祭についても十分検討して執り行うことが必要かと思っております。そういうことでひとつ、私はこの植樹祭の件を一般質問したことは、なぜこれをやったかといいますと、我が大宜味村の皆さん方が沖縄県の植樹祭が大宜味村でやるということも知らないわけですね。そこら辺を啓蒙していただきたい、そういうことで一般質問をやっているわけでございます。数多くの皆さんが大宜味村の結の浜で植樹祭がありますよということを知らせていただきたいと思っております。いずれにしましても植樹祭が我が村で行われますので、この植樹祭が成功裏に終わるようにひとつ希望してこの質問に対しては終わりますが、村長の御答弁をいただいて終わりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま御指摘ございました事柄については、特に樹種について、植物の育つ環境、それから抵抗力等もいろいろありまして問題はありますけれども、現在の場所ではこういう樹種が適当だろうという三者の話し合いの結果だということでございますが、そのほかにつきましても場所も先ほど申し上げたようなことで、非常に環境としては、風の強い日は塩害を心配されるということで、植物が育つ環境としては厳しい部分がありますので、先ほど議員御指摘の盛り土をして、それで強いカバーをしてというようなときに何が必要かという、御指摘のような植樹も我々の中で話は出ておりますが、いずれこれは村民の皆さん方に呼びかけをいたしまして、種をまくとか何とかということを考えていきたいとしているところで、植樹祭とは別にそういう取り組みはしたいと思っております。

それから大会テーマは、担当のほうで募集をして11日に絞り込んであって、そこからまた1つに絞り込んでいくというような作業に今入っているという報告を受けております。

少年団の結成について、ここでは塩屋小学校で調整を図っているというふうな段階でありましたが、塩屋小学校はやりますという確実な返事をもらったようでございまして、そこを中心にそこから展開をしていきたいと思っております。

育樹祭はさっき申し上げたようなことで取り組みをしていきたいと思っておりますが、こういうことが村民に、情宣と申しますか、広報されていないということについては、これは大変村民に申しわけないことでありまして、早いうちに情宣をしていけるような状況をつくって、すぐ行動に移していけるというふうにしたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） これで第62回沖縄県植樹祭の取り組みについての質問を終わります。

次に福祉村構想（津波1971番地の35）の村有地の利活用について、平良嗣男議員。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それでは福祉村構想（津波1971番地の35）の村有地の利活用についてです。

村長の所信表明の福祉に関連してお伺いしたいと思っておりますが、元村長の根路銘安昌氏は、昭和56年の国際障害者年を記念して村内に福祉施設（身体障害者養護施設）を誘致したいとの思いを抱かれ、各関係機関等に精力的に呼びかけ、陳情しておられたと聞いております。過疎地域という産業創出の芽がほとんど望めない現状を憂い、社会福祉施設誘致で地域振興への活性化を図りたいという元村長の並々ならぬ誘致への執念で、村が用地を整備して社会福祉法人一心福祉会と用地賃貸契約を締結して、身体障害者養護施設一心療護園が開設したことを承知しております。

我が村の福祉行政は、先輩たちの取り組みによって障害者福祉及び高齢者福祉に対する福祉も着実に

前進していると思いますが、日本政府の福祉に対する施策が定まらない状況の中で、担当課においては業務を遂行する中大変御苦労されていると思いますが、本村で社会福祉経営をする社会福祉法人一心福祉会は、昭和57年4月1日に身体障害者養護施設一心療護園の開設後、平成5年10月1日に知的障害者授産施設えすの里が開設し、また平成10年10月1日に特別養護老人ホームやんばるの家の開設をしてきたことは、私が言うまでもなく、御存じのことと思いますが、過疎の村で一法人が身体障害者養護施設、知的障害者授産施設、特別養護老人ホーム等を経営することは、全国でもまれであると聞いています。これもひとえに行政の御理解と御協力があったのであります。

現在、社会福祉法人一心福祉会においては、中長期計画の中で一心療護園の移転改築を計画しているところですが、現状としましては、1点目に不等沈下による多額の修繕費の出費、2点目に風水災害による危険性、3点目に建物の老朽化、既に29年経過をしております、改築するに当たって同敷地内での改築は仮設の建物を要し、改善費がかさむことが懸念されております。

平成22年2月28日日曜日のチリ地震の津波警報の発令の際にも、利用者全員50名がやんばるの家とえすの里への避難を余儀なくされている状況で、利用者の身体的、精神的負担ははかり知れないものがあり、現在の敷地一心療護園をえすの里、やんばるの家のある村有地に移転して福祉施設の一元化することが望ましいと思っております。またこの土地は以前は国が国立国民年金保養センターを建設する目的で村有地約6万坪を国に廉価で提供した土地で、佐敷町に設置計画が変更され、遊休化したままの土地を村が福祉村構想で国から取り戻し有効活用を図りたいと、新城繁正氏（元村長）、山城永盛氏（沖縄コロニー名誉理事長）らが一丸となって、当時の厚生省社会援護局を相手に払い下げ交渉の結果、福祉施設に利用することの条件つきで買い戻すことができたと聞いています。よって上記の経過を踏まえ、下記の件についてお伺いいたしたいと思っております。

1点目、現在使用しているえすの里、やんばるの家を含めた約6万坪の使用について。

また一心福祉会のコミュニティー広場の土地の有効利用についてお伺いいたしたいと思っておりますが、村長の御答弁をお願いいたしたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの平良嗣男議員の福祉構想の村有地の利活用についての御質問にお答えをいたします。

2点ございますが、まとめた形でお答えをしたいと思います。議員御指摘のとおり、我々大宜味村の先輩が、特に根路銘元村長を先頭にいろいろな形で大変御苦労をなさっております。これは積極的な社会福祉施設誘致ということで、大きな大事業に向けて大変御苦労をなさっております、その点、福祉向上に大きな役割といたしますか、果たしてきたという認識は持っております大変感謝をしているところでございますが、そのことがまた大きく地域振興にも貢献しているということに本当に重ね重ね感謝を申し上げる次第でございます。特に一心福祉会の一心療護園、えすの里、やんばるの家、そして小規模多機能ホーム一心と、年々福祉施設が充実して、その機能も充実をして村民福祉の向上への多大なる御貢献あるいは御協力に深く敬意と感謝を表しているところでございます。当用地に、御指摘にもありますように平成4年度に厚生省より福祉施設関係の事業に供するという条件に買い戻した経緯があります。平成19年第7回定例会で今回の御質問いただいております平良嗣男議員の一般質問の中で福祉施設用地等を中心とした利用計画が妥当であるというお答えをいたしましたが、そのとおり福祉施設

用地とした利用計画が私たちとしては適切な場所であると考えております。なお、先ほど御指摘がございましたように、一心療護園におかれましては、昨年のチリ津波、そして今回の東北関東で発生した大地震による津波警報の発令、特に今回は長い時間の発令がございました。その際に、利用者全員がえすの里、やんばるの家、遠い距離にありますが、そこへ避難するという大変な御苦労と精神的な不安を私としても目の当たりにして、本当に心を痛めているところでございます。これまでの当施設職員の迅速な対応に心から感謝しているところであり、今後とも村としては、福祉施策を積極的に取り組んでいくという所存でございます。以上です。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 3月11日の地震の際にも、役場の住民福祉課を中心にした5名余の職員の皆さん方が一心療護園の利用者をえすの里、やんばるの家へ輸送する際にお手伝いをしたというようなことは住民課を初め、役場職員の御協力があったものだ、結局は一心福祉会としても喜んでいるところだと思っております。先ほど村長からありましたように、その土地は福祉村に使用するんだと、私が前に一般質問した中でもそういう御答弁がございましたが、この施設はやはり一元化して、その中で結局は一人法が3つの施設をうまく運営して、そしてコミュニティー関係の広場もつくって、その中で結局は地域の皆さん方にもその場所を使ったコミュニケーションができる場所であるように考えるものであるし、またこの2回の大きな地震、津波があつて、そういう中においても避難場所としても近隣の津波、白浜、江洲、塩屋、そういうところを含めた、近隣の皆さん方が津波の際には避難ができるような場所としても使えるものだと思っております。一心療護園、そしてえすの里、やんばるの家というのは、そこには厨房もございませう。食事をつくる場所もございませう。そういう面においても大変避難場所としても有効に利用される場所じゃないかと思っております。そういうこともありながら、やはり福祉村を考え、福祉にこれまで熱を入れてきた先人の皆さん方の思いというのは大変なものがあったと私は思っております。当時は我が村には、雇用、就労の場がないということで福祉に思う気持ち、そして母村を思う気持ちが先人の皆さん方にはあったわけです。そういうことで今現在の施設ができていくということで大変感慨深いものがございませう。またそういうおかげで140名余の3施設、そして一心というようなところで職員が今働いているわけです。その中において、もちろん近隣の東村、国頭村または名護市と、そういうところからも職員はおるわけですが、我々が宜味村の子供たちが140名の中の65%もおるといふことです。それはこれだけの雇用があるといふことです。そういうことで村の活性が図れると思っております。そういうこともいろいろございませうが、この子供たちが、そこに働いている職員たちが地域の活動もする。そして村に納税をする、学校関係のことも生かすと、いろんな面からプラスな面が出てくるわけです。そういうことで福祉村を充実させて、この土地が本当に福祉村として十分なる活用ができる土地になるように行政の力を再度借りながら行っていくらと思っております。以上でございます。

例えばこの間、村長も名護のほうで、名護学園の新しくできた施設を御案内されて行かれたと思ひます。その名護市にある名護若葉園、名護学園の敷地周辺が、ここも地すべり防止危険地域に指定されて、今、宇茂佐のほうに施設の移転になっているわけです。その中においても総事業費が3億5,200万円かかってきているわけですが、完成されて今、ちゃんと運営されているわけですが、名護市より約1,000万円、社会福祉施設の耐震化等の整備補助金で2億3,147万4,000円を受けて、あと残りは法人のほうで持って平成21年8月21日に新築落成祝賀会を行っているわけです。村長も行かれたと思ひます。

けれども、そういうような施設をつくるにおいてもやはり行政の力が大であります。そういうことで今後とも行政のお力を借りながら、一心福祉会がさらなる躍進していけるように行政の力を再度借りて福祉施設が充実できるようにお願いというよりも、私のほうで結局は願うものであります。そのために行政のトップリーダーである村長のお言葉をいただきながらこの件については終わりたいと思います。最後に村長の御意見を伺いたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま平良嗣男議員の再度の御指摘がありましたように、この土地は買い上げ戻したというその目的に沿って、それを活用していきたいということは前々から思っておりまして、これはどのような形で活用できるかということ、いろいろな面があると思います。いわゆる3者と一元化していこうと、一体化していったその施設を活用することで充実していこうということ、1カ所に集約しようということをございまして、そのことについては私としても非常に大事なことで認識をしております、できるだけこのほうに行けたらいいと、いわゆる今の場所というのは本当に危険な地域である。沈下もひどいということで我々の小さいころから、ある地形というのは、地質というのは知っているところでございますから、できるだけ早い時期がいいのかなという思いはございますから、これはまた一心福祉会の皆さんが大変御苦勞なさっていることでございますし、皆さんと何が我々ができる部分、あるいはお互いにそれを協力し合いながら進めていけると、我々のできる範囲といえますか、できることを探しながら協力体制をとっていきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） これで平良嗣男議員の質問を終わります。

◇ 新 城 一 智 議 員

○ 議長（金城 勇） 次に文化財の取り扱いについて、新城一智議員。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 一般質問に入る前に、冒頭黙とうも捧げました。村長からもありました東北関東大震災においてお亡くなりになられた方の御冥福と震災に遭われた方にお見舞いを申し上げます。この地震は千年に一度と言われるぐらいの専門家も驚愕している大震災だと聞いております。村におかれましてもより一層の村民の生命、財産、安心安全な村づくりの観点からより一層防災対策に御尽力いただきますようお願いいたします。では質問に入ります。

文化財の取り扱いについて質問いたします。近年、大宜味村でも観光産業が推進されることに伴い、地域の文化財が良質な観光資源として活用されています。それらの中で村指定文化財第1号に指定されました猪垣（ヤマシシガキ）は遊歩道も整備されていることから、これまで多くの人が訪れていることが推測されます。また近年、地元の塩屋小学校でもここ10年来、全児童、職員、PTAや地域の人を含め、毎年100名余りが猪垣巡りに参加し、猪垣周辺の動植物について体験学習をしており、大変貴重な環境であることが体感されます。残念ながら今年は雨のせいで、天気の良い日で登れませんでした。しかしながら猪垣の状況は文化財指定時と変わらず補修、復元等がなされていない状況にあり、何らかの対策が必要だと思います。またそのほかにも全国的にも有名な喜如嘉の芭蕉布もあります。県指定の旧役場庁舎、また塩屋のウンガミ、村指定第2号の塩屋ウブンチャ墓のハスノハギリなど、貴重な文化遺産があります。そこで次の点についてお伺いいたします。

1点目に、猪垣について、今後どのように保存していくのかお伺いします。

2点目に、芭蕉布等は全国的にも有名なんですが、役場の県指定の旧庁舎、塩屋のウブンチャ墓のハスノハギリなど、来訪される方々の学習意欲にこたえるために説明板などの設置が必要だと思いましたが、どのように考えているか。これは通告はしていませんが、塩屋のウングミについても国指定ということで近年、塩屋のシカと言っていますが、港内、また白浜、江洲区中心に実行委員会というか、運営の実行委員会が形成されているんですが、寄附金等で運営されている財政事情も年々厳しくなっています。その辺も含めて何らか国に働きかける必要があると思いますが、その辺もし、通告していませんから即答できるかはわかりませんが、その辺の考えもお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

（平良 宏教育長 登壇）

○ 教育長（平良 宏） 新城一智議員の御質問にお答えさせていただきます。

平成17年10月1日に村指定文化財第1号に指定しました猪垣、これは史跡でございます。猪から農作物を守る村民たちの生きるための闘いの証でございます。指定以来、新聞紙上での紹介、冊子やパンフレット等を利用してピーアールしてまいりました。その結果、今では広く知られるようになっております。当時の生活をたどり、先人の苦難の歴史を理解する生きた教材ともなっており、児童生徒の学習の場ともなっております。猪垣周辺は道路も整備され容易に訪れることができるため、村外からの観光客も多くなっております。1つ目の質問ですが、今後、どのように保存していくかということですが、文化財の保存には異なった解釈がありまして、1つ目に、本来の姿に復元したほうが文化財そのものの価値に意義がある保存の方法が1つあります。それから一方では、その逆として手を加えることなく、そのままにしておくことにより、これまでの自然現象や歴史の変遷、現在と過去における人々の生活の様子を考えることができるという意味合いを持たせるための保存の方法があるということです。ただ、今、御指摘にありますように目視で既に崩れているところがあります。遊歩道をつくる際に木々が猪垣の間に入っていて、木々の根っこで崩れるところもあるでしょうし、または風害、水害等で崩れるところもあるかと思いますが、教育委員会としまして、いずれにしましても文化財保護委員という知識や見識に豊富な方々がいらっしゃいますので、意見をお聞きしまして、その結果に基づいて保存に努めていきたいと考えています。もしその結果が、先ほど指摘がありましたように修復ということになった場合には、これまでもそうですが、児童生徒による修復体験活動、また散策道の入り口付近に修復協力看板などを設置して、目視して落ちているところ、石が落ちているところについてはこれを積み上げていただきたいという協力を求めるなど、どうすれば大宜味村の猪垣の価値を広く村民並びに村外の方々に知ってもらおうかという点を考慮しながら保存方法について検討していきたいと思っております。

2つ目の質問の説明板の設置のことですが、現在、大宜味村にある指定文化財は国指定が3件ございます。県指定も3件、村指定が2件の計8件あり、既に喜如嘉芭蕉布には芭蕉布会館、田港御願の植物群落には記念碑、喜如嘉板敷海岸の板干瀬には饒波に一部分のところ、近くに碑が建っています。大宜味村の猪垣についても六田原入り口のところに立派な説明板を設置させていただきました。ただ国指定の説明板につきましては、今後、国と協議しなければいけません。またはその件については補助事業等がもしあるんでしたらそのあたりをお願いして順次検討させてもらいたいと思います。県指定文化財につきましても隣の旧庁舎、県ともこれまで話し合いは進めてきたんですが、もっともっと協議を深めて看板設置に向けて取り組みたいと思っています。それから村指定の第2号に指定しました塩屋ウブンチャ墓のハスノハギリにつきましては、昨年の夏に教育委員会独自で簡易的な説明板を現地に設置させ

てもらっています。ただこちらについても言葉はちょっとわかりませんが、余り見栄えがよくないので、しっかりとした説明板を設置したい希望でございます。つきましては財政当局と協議させていただいて、この予算措置をさせてもらったときには説明板の設置について取り組みたいと思っております。今後の文化財の周知の方法としまして、質問にはありませんけれども、関心ある方への村政要覧やそれから文化財パンフレット、実はこういったことは独自でつくっています。配布を行い、さらには一つ一つの文化財のことを村民の方々に知っていただけるよう教育委員会としては情報誌アジマーを発行しています。それにシリーズとして今言いました国、県、村で8つあります。それから指定候補になるようなもの等についても貴重な遺産が多々あります。そういったものについてもシリーズ化してアジマーで紹介していくこととかをしながら、もっともっと広く村民に関心を持っていただく、そしてまた村出身者、村外の方々に関心を持っていただくよう努めてまいりたいと思います。

ウングミについての予算措置の件ですが、教育委員会としまして、今、金を出しているのは国、県、昭和49年に指定されました喜如嘉の芭蕉布が国から210万円、県からはちょっと定かではありませんけれども、村からも助成金を出しながら事業を伝承者養成補助事業を展開しています。塩屋のウングミにつきましては、今予算のことについて教育長として答弁できませんので、今後協議させていただきます。以上です。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 猪垣についても教育長のほうからありましたが、修復、いろいろ復元するにもいろんな考え方があるということでしたけれども、今回、塩屋小学校においても修復の要請、実は去年体験をやったんです。今回お伺い立てると、文化財保護の観点から今はちょっと待っておけというような回答で、残念ながら行けませんでしたが、そういうお断りを受けたということもあります。ぜひこの遊歩道についても立派に整備されて、数多くの方々が来られます。保存状態のいいところはきれいに残っているところがあります。中には教育長がおっしゃった風でやられるのか、木でやられるのか、また塩屋から上っていったときに踏み台になって崩れているところも何か所かあるんですが、その辺の復元についてもぜひ積極的に文化財保護員と協議を重ねながらやっていただきたいということと、あと修復するに当たってなんですが、遊歩道がせっかく設置されていて、維持管理も含めて今後も永遠に続いていくだろうと思います。その中で資材の運搬などがいろいろ人力でいかないといけないということもありますので不便なこともあると思います。そこで私からの提案なんですけれども、将来そういう事業がとれるのであれば、田港にある水源のモノカー、ミカンの産地ではジュウエン地に行くのもそういうモノカーで行っています。そういうモノカー的なものは森林も、伐採も含めて、環境にもそんなに影響なくレールを連結して設置できると思いますので、その辺も含めて観光の観点もそうですけれども、そういうことも考えられないのかという気がしておりますので、その辺の見解も伺います。ハスノハギリと旧庁舎の看板も、先ほど、観光の観点からもありますけれども、来訪される方々に、細かく、優しく説明してあげられるように、例えば役場に行って職員に聞いたりとか、そうしなくてもパッと看板を見たらわかるようにすると、役場の職員も一々説明しないでも納得して、満足して帰ってもらえるんじゃないかと思っておりますので、強力に進めていただきたいと思っておりますので、その辺ももう一度教育長のほうから答弁いただいて終わります。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（平良 宏） 今、資材の運搬とかという話も出ましたけれども、文化財を指定した場合に、

ほかからこういった資材等を持ってきてやる方がいいのかどうかもあわせて文化財保護審議委員会に諮らなきゃいけません。助言としていただいているのは、かなり崩れたところについて石が散在していると、そういったものについては目視でわかるところについては石積みをしていいんじゃないかという意見を承っていますが、いずれにしてもこの件については文化財保護審議委員会にお諮りして、どの方法が一番いいのかということ、そしてどういう取り組みをしたほうがいいのかということ等についても助言をいただいて取り組みをさせてください。それから看板について先ほど申し上げたとおり、村指定については村独自の予算で対応しなければいけません、県指定の場合についてはやっぱり県と協議しなければいけないところもございます。もし村独自でできるのであれば、そのあたりについては県の意見等も聞きながら、できるだけ早い時期に取り組みしたいと思っております。さっき言いましたように、興味のある方々は結構いらっしゃいます。年に数回ぐらい旧役場庁舎につきましてはやっぱり貴重な建造物であるという意識の高い方々からは問い合わせ等がございます。でももっともっとそういったことを村民にピーアールして、文化財というのはすべて国民の財産だという観点から広報のあり方については検討していきたいと思えます。

○ 議長（金城 勇） これで新城一智議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎決議案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第2 全員発議により提出されました決議案第1号 ケビン・メア前米 국무省日本部長の発言に対する抗議決議を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。新城一智議員。

（2番 新城一智議員 登壇）

○ 2番（新城一智） 決議案第1号 ケビン・メア前米 국무省日本部長の発言に対する抗議決議 上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成23年3月14日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 新城一智 大城佐一 平良英勝 前田 孝 宮城辰徳 安里重和 東 武久 具志堅朝秀

賛成者 平良嗣男

提案理由 ケビン・メア前米 국무省日本部長の発言に抗議し、関係機関へ要求するため。

ケビン・メア前米 국무省日本部長の発言に対する抗議決議

去る3月7日の新聞報道によると、昨年12月、ケビン・メア前米 국무省日本部長（前在沖米国総領事）は、首都ワシントンで行った米大学生らに対する講義の際、「沖縄の人は日本政府に対するごまかしとゆすりの名人だ」、「沖縄の人は怠惰でゴーヤーも栽培できない」と発言するとともに、日本政府に対しても「沖縄県知事に対し、もしお金がほしいならサインしろと言う必要がある」と述べたとのことである。

また、普天間飛行場についても、「沖縄の人はいつも普天間飛行場は世界で最も危険な基地だと言うが、彼らはそれが本当でないと知っている」、「福岡空港や伊丹空港も同じように危険だ」などと述べたとも報じられている。

この発言は、基地のない平和で安心・安全な沖縄県をつくることを切に願ってきた沖縄県民の心をま

さに踏みにじるものであり、県民を愚弄し、侮辱した発言にほかならず、断じて許せるものではない。

ケビン・メア前米国務省日本部長は、在沖米国総領事を務めてきた平成18年から平成21年の間にも、沖縄への差別的言動を繰り返してきた経緯がある。その後は、米国務省においても、米軍普天間飛行場の移設問題など日米交渉に実務者として深く関与してきた人物であり、今なおこのような認識を持っていることは、極めて遺憾であり、決して看過できるものではない。

米国政府は、沖縄県議会や市町村議会の相次ぐ抗議決議をはじめ、県民の厳しい怒りの声を受け、ケビン・メア前米国務省日本部長を更迭し、また、ルース駐日米国大使を急きょ沖縄に派遣して、県知事をはじめ県民に謝罪と遺憾の意を表明したところである。

しかし、偏見と差別意識に根差した今回の発言が県民を侮辱し、その尊厳を著しく傷つけ到底許し難いものであることに鑑み、今後二度とこのような差別的言動が繰り返されることのないようケビン・メア前米国務省日本部長本人、米国務長官及び駐日米国大使に対し強く抗議するとともに、ケビン・メア前米国務省日本部長に対し発言の撤回と沖縄県民への謝罪を強く要求する。

平成23年3月14日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 米国務長官 駐日米国大使 在沖米国総領事 前米国務省日本部長

以上、よろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第1号については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願ひします。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって決議案第1号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議案第1号 ケビン・メア前米国務省日本部長の発言に対する抗議決議について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって決議案第1号 ケビン・メア前米国務省日本部長の発言に対する抗議決議については、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

- 議長（金城 勇） 以上で本日の日程は、全部終了しました。
本日は、これで散会します。
御苦労さまでした。

（午後 3時24分）

平成23年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成23年3月15日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成23年3月15日 午前10時00分)

散 会 (平成23年3月15日 午前10時57分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 平 良 英 勝

4 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 具志堅 朝 秀

9 番議員 平 良 嗣 男

10 番議員 金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久 建設環境課長 山 城 均

副 村 長 宮 城 重 徳 村史編纂室長 米 須 邦 雄

総 務 課 長 島 袋 幸 俊 会 計 課 長 山 城 文 子

財 務 課 長 神 里 富 松 教 育 長 平 良 宏

住民福祉課長 大 城 武 教 育 課 長 友 寄 景 善

企画観光課長 島 袋 一 道 農 業 委 員 会 長 新 城 寛

産業振興課長 新 城 寛 監 査 事 務 局 長 宮 城 豊

シークワサー
振 興 室 長 宮 城 博 俊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程 (第3号)

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	同意 第1号	監査委員の選任について	質 疑 付 託 省 略
2	議 案 第6号	北部広域市町村圏事務組合格約の変更について	質 疑 委 員 会 付 託
3	議 案 第7号	公有財産の処分について	質 疑 委 員 会 付 託
4	議 案 第8号	大宜味村企業立地促進条例	質 疑 委 員 会 付 託
5	議 案 第9号	大宜味村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
6	議 案 第10号	大宜味村立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
7	議 案 第11号	平成22年度大宜味村一般会計補正予算	質 疑 委 員 会 付 託
8	議 案 第12号	平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	質 疑 委 員 会 付 託
9	議 案 第13号	平成22年度大宜味村老人保健特別会計補正予算	質 疑 委 員 会 付 託
10	議 案 第14号	平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	質 疑 委 員 会 付 託
11	議 案 第15号	平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	質 疑 委 員 会 付 託
12	議 案 第16号	平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	質 疑 委 員 会 付 託
13	議 案 第17号	平成23年度大宜味村一般会計予算	質 疑 委 員 会 付 託
14	議 案 第18号	平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	質 疑 委 員 会 付 託
15	議 案 第19号	平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	質 疑 委 員 会 付 託
16	議 案 第20号	平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	質 疑 委 員 会 付 託
17	議 案 第21号	平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	質 疑 委 員 会 付 託

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎同意第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（金城 勇） 日程第1 同意第1号 監査委員の選任についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（発言する者なし）
- 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
同意第1号 監査委員の選任については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。
本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。
（挙手全員）
- 議長（金城 勇） 挙手全員です。
したがって同意第1号 監査委員の選任については、委員会の付託を省略することを可決されました。
委員会の付託を省略します。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（発言する者なし）
- 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから同意第1号 監査委員の選任について採決いたします。
本件は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。
（挙手全員）
- 議長（金城 勇） 挙手全員です。
したがって同意第1号 監査委員の選任については、同意することに決定しました。
-

- 議長（金城 勇） 6番、入場。
（6番 前田 孝議員 午前10時02分入場）

◎議案第6号の質疑、委員会付託

- 議長（金城 勇） 日程第2 議案第6号 北部広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（発言する者なし）
- 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第6号 北部広域市町村圏事務組合規約の変更については、総務常任委員会に付託します。
-

◎議案第7号の質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第3 議案第7号 公有財産の処分についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では公有財産の処分について質疑を行います。

50区画を2回に分けて、当初30区画、2次募集で20区画ということになっておりますけれども、これは一括で募集する方法もあったと思うんですが、その辺はどういう理由からそうされたのか。あと、もちろん結の浜全体に言えることなんですが、景観を重視して進めていくという、当局も含めてですが、そういうのが議論されています。もし売った場合に景観に配慮しながらつくってくださいという文言が書かれてはいるんですが、当局としては景観に配慮するような何かアイデアが、ブロック塀でしたら何と言いますか、石積み調にやってもらうとか、そういうアイデア的なものがあるのかどうか。それともう1点、説明資料の参考図に、9ページにあるんですが、その50区画は一応決められているんですけども、その51番目に結構大きな土地が残っているんですが、そこはどういうことでそこは外されているのか、その辺をお伺いいたします。3点についてお願いします。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋一道） ただいまの質疑にお答えします。

まず第1次募集と第2次募集を行ったというのは、第1次募集は村内に住所、本籍があるということでありますから、当然、村内の関係者を優先して行うということです。ということは、その地域が埋め立ての計画の中で行われてきたときに村内における住宅地を求めることの困難さ、特に次男、三男の土地を確保しないといけないという目的もあってそこに住宅用地を確保しております。そういった観点で、村内の住所と戸籍があることを優先して行うということで、第1次募集と第2次募集というものをしております。

次に景観についてですけれども、この募集要項のほうにも入れておりますが、具体的には大宜味らしさというんですか、やんばるの風景が保てるようなものという、そういう検討もしております。特にそのほうでは緑地の確保ということが非常に重要じゃないかということもあります。それと埋め立ての免許の中でも特に景観については留意してくれということもありますので、その辺は具体的にはどういう内容かというのは今後詰めていきますけれども、私たちが分譲について検討する中ではかなり景観に留意しないといけないということは課題として持っておりますので、ぜひ募集をかけるまでにはその辺の準備もしていきたいと思っております。

次に51番目のほうに残っている土地がありますけれども、これは当初は村営住宅の予定で入れておりました。ですけれども、これまでの村営住宅の計画とか、あるいはこれは北部振興事業等があるんですが、この計画の中での変更がありまして、その部分は村営住宅自体を縮小して20戸にとどめたということがありますが、そこは住宅用地としての免許ですので、住宅用地に寄与したいと思っております。これまでの議会の中でもいろいろお話がありましたが、あるいは民間のアパートとか、そういうことも検討ができるものと思っております。以上であります。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 2点目に質疑させてもらいました景観の件なんですが、御存じのように結の浜、防風林もまだ整備されていなくて、今の団地も風がすごく強くて結構安全とは言えないようなことも

伺っております。特に参考図の35から48の割りというんですか、そこは風が強い分、もし買われた人が家を建てるときに、風の対策として、今、企画観光課長が言っていましたけれども、売るまでに考えるとか言っていましたけれども、やっぱり建てるほうとしては防風対策とかいろんなことを考えながらやると思うんです。それも結構高いブロック塀にしたりとか、そういう構造になると思うんですけれども、その辺も含めて、ただ単にブロックの冷たさというんですか、見栄えもそんなによくはないと思います。今、国道を見ると、名護の道の駅などは護岸に石積み調の模様というんですか、そういうのを景観に配慮しながら施工もされていますので、ぜひその辺、村として助成といいますか、村としての取り組みができればと思っていますので、その辺の見解を村長のほうから伺って質疑を終わります。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの新城一智議員の御質疑にお答えいたしますが、ただいまの御指摘の、非常に埋め立てた結の浜という、そういうことからすると景観というのは非常に大事な要素を占めておりますので、今御指摘のあった災害にかかわるような風、潮、それに対応できるということが非常に大事なことにはなってきますので、そこらのところは今の御指摘のようなこと、景観といわゆる色彩を含めてそれは検討していくということは大事なことだと、そうだなと思いますので、具体的に担当課のほうで話し合いを詰めながら進めていけたらと思っています。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第7号 公有財産の処分については、総務常任委員会に付託します。

◎議案第8号の質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第4 議案第8号 大宜味村企業立地促進条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では大宜味村企業立地促進条例について質疑を行います。

これは目的にもありますけれども、指定地域があります。企業立地促進という観点から言えばその条例は大変受け入れられるものではあると思うんですが、その規則の中に指定区域という地域ということで、大宜味柚山地区、結の浜と限定されているところなんですが、その4次構想の中にもある結の浜については公有水面埋立計画、その図の中にも交流広場用地、中学校用地とそういう張りつけがなされています。この条例の結の浜地区、特に結の浜地区なんですが、説明資料を見ると大きくくくられていて、この4次構想の埋め立てを申請する場合の計画と整合性が本当に図られるのかという気がして、もしそれが見直されてそれが条例だったらわかるんですが、今の時点で本当にそれが果たして整合性が図れて、整合性がどうなのかということをもっと聞きたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋一道） ただいまの質疑にお答えいたします。

この企業立地条例は、決して埋立地の結の浜の現在の土地利用計画を、土地利用図を変更するという前提ではないということです。そこに指定地域の指定で地番を打って限定する必要があるということです。ですから、あるいは交流広場用地とか、そこにすぐ企業を持っていくということではなくて、その

交流広場用地の目的とした関連する企業、これは規則の案の中にも出ているんですけども、1,000平方メートル以上のものについては助成しますということで、ある程度の規模の持った事業を想定しているわけです。決して現在ある土地利用計画を変えるとかということを前提とするものではなくて、あくまでも村内での企業立地をして、村民の福祉の向上に役立てると、特に雇用の拡大に役立つ方向を示そうということでの条例の制定となっております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） ちょっと説明でも納得はできないんですけども、例えば一般質問でもありました福祉の関係で津波山の件がありましたけれども、そこもやっぱり企業立地としてそういう網をかけるというのがありますし、村有地はこれだけでもないですから、村有地全部を対象にした条例にしてもいいんじゃないかと思っているところなんですけど、その辺はどういうお考えでしょうか。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（鳥袋一道） この企業立地については、村内全域で進めるべきものだというのではあるんですけども、特にこの企業立地条例の中で10年間という限定をしております。特に指定地域とされているゴルフ場跡とこの結の浜については10年間集中的にやっていきたいと、ある程度の重点としての地区をしていきたいということです。村全体とした場合の取り組みというんですか、対応というのについてのまだしっかりとした対応が見当たらないんですけども、指定を予定されている結の浜とゴルフ場跡については、早急に有効的な土地利用が必要だというようなことでの今度の指定地域を指定しているということです。以上です。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） いろいろ説明はあるんですけども、ちょっとまだ腑に落ちないところもあるんですけども、例えば今、指定しているという、10年間という期限つきではあるんですけども、何かここに入りたいという企業があってそういう条例を先に走らせるのかという気がするんですけども、そういう話があってこの条例を利活用していこうということなんですけども、それとも将来的に見るんだったら先ほど言った村有地全体を網かけてやるべきだと思うんですけども、その辺を含めてもし何かそういう企業があるんでしたら、その紹介も含めて、逆にそういう企業があるんでしたらもっと表に出して議論すべきだと思うんですけども、10年つきということも気にもなるし、将来的に村有地の有効活用というのは絶対必要だと思うんですけども、これに限っていえばこの2地区に限定されているものだからどうかと思っております。その辺について伺って終わります。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（鳥袋一道） お答えします。

この二、三カ年といいますか、特に福祉関係、あるいはエネルギー関係の企業のほうからの問い合わせがあります。そういったある程度の新エネルギー関係について大規模な事業とかそういうのがあるんですけども、また小規模の企業等も相談があります。あるいは調査とかそういうことがありますので、そのときの対応の村の姿勢というものはっきりしない中では対応も非常に厳しいという状況があります。規則の中でもありますいわゆる価格の問題とか、助成措置の問題とか、そういったことは常に話の中に出てくるものですから、村としてはしっかりとした方針を持たなければいけないということでの今回の条例となっております。以上です。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) ただいまの件について、ちょっと確認のためにお伺いしておきたいと思っております。

先ほど課長の答弁では用地の利用計画の変更は必要ないとお伺いしているんですけども、この条例は4月1日から施行するわけです。そうするとその4月1日から施行する場合と、のちのち用途変更とかの問題が出てこないとも限らないと非常に危惧しているんです。そのときにはこの4月1日から施行して今後問題ないと確約できますか、お答えいただきたいと思います。

○ 議長(金城 勇) 企画観光課長。

○ 企画観光課長(島袋一道) 企業が来た場合、4月1日からとしても、これは問題はないということをはっきりしておきたいと思っております。ということは、企業が来たときについてもいろんな手続を踏んでいっての最終的な村とのやりとりの中で契約していくという中でのことですので、その辺の手続はきれいに踏まえていくことによって問題は生じないということと、今、企業立地条例とは別に埋立地での土地利用についての見直し検討というのをまた別のサイドでの業務ということで検討はしておりますので、問題はないということです。以上です。

○ 議長(金城 勇) 6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) 今の課長の話では、土地利用計画の見直しは進めていくような話をしている感じがするんです。それはいつ変更の見直しはやるんですか。条例は4月1日から走るわけですよね。土地利用の見直しが先、土台を先にして条例を走らすのが当然な手続方法じゃないかと私はそう思っているんです。その辺について確約できるんですしたらお答えいただきたいと思っております。

○ 議長(金城 勇) 企画観光課長。

○ 企画観光課長(島袋一道) ただいまの話は、企業立地で条例でいくものと、また土地利用の検討というんですか、それは別々のものじゃないかと思っておりますので、その辺の心配はしていないということです。以上です。

○ 議長(金城 勇) 6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) それは企業立地条例と土地利用計画の変更の問題と別々じゃないかと言っている。埋め立ての計画図にあるその用地のところは、当然変更の手続が将来必要なんでしょう、そうじゃないですか。そうであれば変更の手続も踏んでこの条例を施行したらどうかなと思うんです。条例は走らせて土地利用計画の変更は後からだというのはちょっとなじまないんじゃないですか。私はそう思っているんですけども、具体的な問題については委員会でもやっていきたいと思うんですが、その辺の見通しをもう一度お伺いして質疑を終わります。

○ 議長(金城 勇) 企画観光課長。

○ 企画観光課長(島袋一道) 説明不足で大変申しわけないんですけども、例えば文化交流施設用地とか、現在、それぞれあるわけですけども、その企業によっては文化交流施設用地での企業を誘致したいと。現在ある、例えば交流広場用地とか、そこには交流広場用地の目的に合った企業を立地していきたいと、そういうとらえ方ですので、土地利用計画全体での用地をかえるとか、そういうことではないということです。以上です。

○ 議長(金城 勇) ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第8号 大宜味村企業立地促進条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第9号の質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第5 議案第9号 大宜味村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第9号 大宜味村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第10号の質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第6 議案第10号 大宜味村立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第10号 大宜味村立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第11号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第7 議案第11号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） それでは歳出31ページをお願いしたいと思います。3款2項1目7節、細節3、160万円の補正減ということで、説明資料によりますと契約保育士の確保が困難によりという理由になっておりますけれども、どう対応されてきたか、そのいきさつの説明だけでも結構ですのでお願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（大城 武） 契約保育士ということなんですが、いろいろ有資格者を当たって見たんですが、契約となると月に何日出勤しないといけないという縛りがあるということで、それよりは日々雇用を希望ということで、それで契約ができなかったというのが現状です。以上です。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 38ページお願いいたします。6款1項10目シークワサー振興費の中の県外旅費のほうで県外イベントの未実施によるという理由で209万8,000円の補正減ということになっておりま

すけれども、このイベントができなかった理由について御説明をいただきたいなと思っております。

○ 議長（金城 勇） シークワサー振興室長。

○ シークワサー振興室長（宮城博俊） ただいまの前田 孝議員の質疑にお答えしたいと思います。

予算計上、2回ほどの県外のイベントということで組まれていましたけれども、今回は台風で2回遭いまして、シークワサー生産量とか、こういったものが不確実的な要素がありまして、2回予定していたイベントが今回はちょっと見送られたといういきさつがあります。以上です。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 41ページお願いします。8款2項2目13節、これは単独事業の委託料なんですけど、旧国道部分が年度内に村へ移管される見込みがないということで、これも200万円ほど補正減ということになっているんですが、この旧国道の場所と国との協議がどうなっているのか、これからの取り組みはどう取り組んでいかれるのかお伺いしておきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（山城 均） ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。

この旧国道につきましては、喜如嘉の村道ホッタ線ということでなっておりますが、これにつきましては今年の1月末に国道事務所のほうから書類の整理がまだできていないということで、国道事務所のほうから年度内には移管できませんと、譲渡ができませんということで回答がありまして、村としましては今年の予算を補正減としまして、さらにまた新年度には予算計上して、国道のほうには強く要望しまして早い時期に移管をしていただくような形で今約束をとっているところです。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第11号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第12号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第8 議案第12号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第12号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第13号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第9 議案第13号 平成22年度大宜味村老人保健特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第13号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第14号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第10 議案第14号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第14号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第15号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第11 議案第15号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第15号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第16号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(金城 勇) 日程第12 議案第16号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第16号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第17号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(金城 勇) 日程第13 議案第17号 平成23年度大宜味村一般会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 平良嗣男議員。

- 9番(平良嗣男) それではお伺いしたいと思いますが、97ページの6款農林水産費の1項2目の中で28節、ここにパインアップル増殖新植奨励特別支援対策として100万円計上してありますが、これは考え方としてパインを増殖するために農家に委託をしてやるのかどうか、そして村としてこの補助をもってパインの苗をつくっていくということなのか、それをお伺いしたい。

- 議長(金城 勇) 産業振興課長。

- 産業振興課長(新城 寛) ただいまの御質疑にお答えします。

新年度のパインアップル増殖新植、その補助については苗木1本当たり3円から7円を考えております。1本当たりの補助を農家、植えているメンバーに3円から7円の補助をやっていきたくて考えています。以上です。

- 議長(金城 勇) 9番 平良嗣男議員。

○ 9番(平良嗣男) これはあくまでも今現在の農家が、パインをつくっている農家に対しての補助という考えですか。新たな新植をするというわけじゃなくて、今現在、パイン農家として苗をつくっている中で、それに対する補助という考えでいいんですか。

○ 議長(金城 勇) 産業振興課長。

○ 産業振興課長(新城 寛) 新たに植える苗に対して、そういう考えです。以上です。

○ 議長(金城 勇) ほかに質疑ありませんか。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番(平良嗣男) それではあと2件ほど一括してお伺いしたいと思いますが、115ページ、今、7款商工費の中の1項2目8節、そこに大保ダムの学習館等の管理委託料、これは説明資料の細節を見ると、これは企画観光課で主管はやって、実質は経済建設のほうで行うということになっているのかと思うんですが、いずれにしてもこの500万円の委託料、本来はダムのほうから、国のほうが直接委託管理をお願いしてやるというものかなと思ったんですが、国から村に委託するという事になっていると思うんですが、村はどのようにしてその委託をやってくのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○ 議長(金城 勇) 企画観光課長。

○ 企画観光課長(鳥袋一道) 国からの委託を村が受けるということになっております。そしてこのことはこれまでの北部ダム事務所との調整で、いわゆる水源地域の活性化、ビジョンづくりの経過の中で、本来であれば国から直接委託をしていくという事業ですけれども、村としましては、ぜひ村内の関係者でそういった事業、委託ができないかということであって、これまでの水源地域ビジョン等の検討会の中で、村からそういうことがあって、一応ダム事務所も村で委託するという事は承認されたわけです。そのことが清掃費とか草刈り、そういったもので国から500万円が入ってきますから、今度の大保ダム学習館等の委託についても、その部分も財源とするんですけれども、それプラスでまた再委託を村としてはしていきたいということで計上しております。以上です。

○ 議長(金城 勇) 議員の質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きによって特に発言を許します。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番(平良嗣男) 委託して草刈りとかそういうのがございましたが、この学習会館のその管理まで含めてのものになっているのか、そしてまた学習会館を管理しながらおこの草刈りももちろん委託された方がやっていくということなのか、それと今4回になっておりますので、ついでに聞いておきますが、この件をまず答弁願いますが、108ページ、109ページにまたがる、きのう一般質問をしましたが、その関連になります、植樹祭の準備等、6款2項7目または次のページの細節14、その中で約104万円ほどの計上がされているわけですけれども、前回の豊見城の場合に、県の予算等も大分あったと思うんですが、村としても大分減ってきているんです。今回も県の予算も大分減らされていると思うんですが、そこら辺の村として県に対する予算の折衝等、そういうもろもろも行ってきたのか、私はこれで終わりですから後は答弁だけお願いしたいと思います。

○ 議長(金城 勇) 企画観光課長。

○ 企画観光課長(鳥袋一道) 答えいたします。

まず大保ダム学習館等の管理に関する業務と、観光事業運営に関する業務ということで大保ダム水源地域ビジョンのプログラムメニューの企画運営とか、大宜味型体験滞在プログラムの企画運営、その他、

大宜味村の地域活性化のためのツーリズムプログラムの企画運営等の業務を兼ねて委託したいということです。以上です。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（新城 寛） 植樹祭の話についてですが、予算としては県のほうの、実際は県主催ということで県のほうでの予算計上になっております。村として受け入れに際し、場所の提供とある程度苗を植えるスペースをこちらで確保すると、その中の予算として当初予算のほうには計上しております。県のほうでの総予算額が大分減らされまして、総額大体150万円ほど、予算としては。そのうち70万円から80万円を苗木のほうで行うと。この予算ではまた苗等の準備が非常に本数的に少なくなるかと思ひまして、グリーンコミュニティ事業でしたか、その事業を併用してそちらのほうからも苗の供給とかやって、事業を重ねて併用して行っていきたいと考えていますのでよろしくお願いします。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） この予算と過疎地域自立計画に乗っかっている事業との関連についてちょっとお伺いしたいんですけども、昨年12月に過疎計画が策定されまして、平成23年度は31件ほどの事業が計画されているんですが、この平成23年度の一般会計の予算にどのくらい反映されているのか、すべてできているのかどうか、その辺をちょっとお伺いをいたします。

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

（午前10時43分）

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時44分）

○ 議長（金城 勇） 財務課長。

○ 財務課長（神里富松） ただいまの質疑ですが、私たち財政のほうで平成23年度の過疎計画に乗った事業を抜粋しまして、その中でどれぐらいの事業が平成23年度に盛り込まれているかというものをつくってありますが、今あいにくちょっと持ち合わせておりません。委員会等で資料を配付したいと思ひますのでよろしくお願いします。どれぐらいという事業量とか金額的な面も聞かれているみたいなんですけど、それも含めて委員会等でお配りしたいと思ひますのでよろしくお願いします。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では4款1項2目11節、82ページになりますが、最近新聞等で取り上げられています乳幼児の予防接種の件なんですけど、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンということで、併用して死亡している乳幼児がいるんですけども、その辺の対応について住民福祉課、役場としてどのような検討をされているのか。併用接種が一番死亡率が高いと聞いてはいるんですけども、その辺を含めてどういう対応をなされているのかお伺いします。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（大城 武） 今の予防接種については、とりあえず厚生労働省のほうからは接種を見合わせようという指示が出ています。一応私たちとしては、同時に接種という考え方で予算を計上していたんですけど、そのあとちょっと保健師との協議を持ちまして、同じ日に3種類、4種類の接種を行

うということは事故につながる可能性が非常に大きくなるものですから、平成23年度については今の時点では同時には行わないような日程の調整を今行っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 子供は宝ですから、こういう事故が大宜味村内で起きないように対応を行っていただきたいのと、今、厚生労働省から予算、これは当初予算の後に、これを組んで後にやったという理解でいいんですか。それを聞いて終わります。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（大城 武） 予算計上というのが2月ごろ行っているものですから、実際に事故が起こったのが2月中旬以降に起こっていますので、そういう意味では予算計上以降ということですから、そういった検討をしています。以上です。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第17号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第18号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第14 議案第18号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第18号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第19号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第15 議案第19号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第19号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第20号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第16 議案第20号 平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第20号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第21号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第17 議案第21号 平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第21号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長（金城 勇） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

（午前10時51分）

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時57分）

◎諸般の報告

○ 議長（金城 勇） これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

委員長に宮城辰徳議員、副委員長に前田 孝議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（金城 勇） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

お疲れさまでした。

（午前10時57分）

平成23年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 平成23年3月16日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成23年3月16日 午後2時30分)

散 会 (平成23年3月16日 午後2時39分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 平 良 英 勝

4 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 具志堅 朝 秀

9 番議員 平 良 嗣 男

10 番議員 金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久 建設環境課長 山 城 均

副 村 長 宮 城 重 徳 村史編纂室長 米 須 邦 雄

総 務 課 長 島 袋 幸 俊 会 計 課 長 山 城 文 子

財 務 課 長 神 里 富 松 教 育 長 平 良 宏

住民福祉課長 大 城 武 教 育 課 長 友 寄 景 善

企画観光課長 島 袋 一 道 農 業 委 員 会 長 新 城 寛

産業振興課長 新 城 寛 監 査 事 務 局 長 宮 城 豊

シークワサー
振 興 室 長 宮 城 博 俊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議案 第 1 1 号	平成22年度大宜味村一般会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
2	議案 第 1 2 号	平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
3	議案 第 1 3 号	平成22年度大宜味村老人保健特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
4	議案 第 1 4 号	平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
5	議案 第 1 5 号	平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
6	議案 第 1 6 号	平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） こんにちは。
これから本日の会議を開きます。

（午後 2時30分）

◎議案第11号～議案第16号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（金城 勇） 日程第1 議案第11号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算、日程第2 議案第12号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、日程第3 議案第13号 平成22年度大宜味村老人保健特別会計補正予算、日程第4 議案第14号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算、日程第5 議案第15号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算及び日程第6 議案第16号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の6件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

平成23年3月16日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

予算審査特別委員会
委員長 宮城 辰 徳

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第11号	平成22年度大宜味村一般会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第12号	平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第13号	平成22年度大宜味村老人保健特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第14号	平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第15号	平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	原案可決 全会一致

事件の番号	件名	審査の結果
議案第16号	平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	原案可決 全会一致

(宮城辰徳予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ **予算審査特別委員会委員長(宮城辰徳)** ただいま議題となりました議案第11号から議案第16号までの6件について、予算審査特別委員会において審査の結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、関係課長等の出席を求め、3月16日午前10時30分から審査を行いました。

議案第11号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算、議案第12号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、議案第13号 平成22年度大宜味村老人保健特別会計補正予算、議案第14号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算及び議案第15号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算及び議案第16号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。報告といたします。

○ **議長(金城 勇)** 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第11号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長(金城 勇)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第11号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長(金城 勇)** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ **議長(金城 勇)** 挙手全員です。

したがって議案第11号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第12号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長(金城 勇)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第12号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長(金城 勇)** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第12号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第13号 平成22年度大宜味村老人保健特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第13号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号 平成22年度大宜味村老人保健特別会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第13号 平成22年度大宜味村老人保健特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第14号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第14号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第14号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第15号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第15号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算について採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

(挙手全員)

- 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第15号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算については、委員長の
報告のとおり可決されました。

これから議案第16号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算について、委員長の報告
に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第16号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算について採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

(挙手全員)

- 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第16号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算については、委員長の
報告のとおり可決されました。

◎休会について

- 議長(金城 勇) お諮りします。3月17日及び18日の2日間は、委員会審査のため休会としたい
と思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって3月17日及び18日の2日間は、休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

- 議長(金城 勇) 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

(午後 2時39分)

平成23年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第5号) 平成23年3月22日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (平成23年3月22日 午後3時00分)

閉 会 (平成23年3月22日 午後3時35分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 新 城 一 智

7 番議員 安 里 重 和

3 番議員 平 良 英 勝

8 番議員 具志堅 朝 秀

4 番議員 東 武 久

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 辰 徳

10番議員 金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程（第5号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議案第6号	北部広域市町村圏事務組合同規約の変更について	委員長報告 質疑～表決
2	議案第7号	公有財産の処分について	委員長報告 質疑～表決
3	議案第9号	大宜味村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
4	議案第10号	大宜味村立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
5	議案第17号	平成23年度大宜味村一般会計予算	委員長報告 質疑～表決
6	議案第18号	平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
7	議案第19号	平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
8	議案第20号	平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
9	議案第21号	平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
10	陳情第4号	離婚後の親子の面会交流に関する法整備と支援を求める意見書の提出について	委員長報告 質疑～表決
11	陳情第3号	拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度法制化を求める意見書の採択について（お願い）	委員長報告 質疑～表決
12	意見案第1号	拡大生産者責任（EPR）とデポジット制度の法制化を求める意見書	提案説明 付託省略
13		委員会の閉会中の継続審査の件 （議案第8号大宜味村企業立地促進条例）	
14		議員派遣の件	

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） こんにちは。
これから本日の会議を開きます。

（午後 3時00分）

◎議案第6号、議案第7号、議案第9号及び議案第10号の一括上程、委員長報告、
質疑、討論、採決

- 議長（金城 勇） 日程第1 議案第6号 北部広域市町村圏事務組合規約の変更について、日程第2 議案第7号 公有財産の処分について、日程第3 議案第9号 大宜味村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例及び日程第4 議案第10号 大宜味村立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の4件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

平成23年3月22日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

総務常任委員会
委員長 新城 一 智

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第6号	北部広域市町村圏事務組合規約の変更について	原案可決 全会一致
議案第7号	公有財産の処分について	原案可決 全会一致
議案第9号	大宜味村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第10号	大宜味村立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致

（新城一智総務常任委員会委員長 登壇）

- 総務常任委員会委員長（新城一智） ただいま議題となりました議案第6号、議案第7号、議案第9号及び議案第10号について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、企画観光課長及び住民福祉課長の出席を求め、3月15日午後1時30分から審査をいたしました。

まず議案第6号 北部広域市町村圏事務組合規約の変更について報告いたします。

本案は、北部地域循環器系医療支援施設に係る起債償還のため、北部広域市町村圏事務組合規約の負担金について規約の変更をするものです。変更の内容は、人口割34%、国保患者割33%、救急患者搬送割33%とするものです。なお、この規約は、平成23年4月1日から施行することとなっております。

次に議案第7号 公有財産の処分について報告します。

結の浜地区における宅地分譲用地の処分をするものであります。地目は宅地。面積1万7,083.17平方メートルの50区画。売買の方法、公募。売払価格1億8,091万1,190円であります。

次に議案第9号 大宜味村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について報告いたします。

主な改正点は、「乳幼児」を「こども」に改め、現在6歳までの助成を入院費のみを15歳まで引き上げる改正内容となっております。この条例は、平成23年4月1日から施行することとなっております。

次に議案第10号 大宜味村立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について報告します。この条例改正は、現在の「喜如嘉1117番地の2」から「塩屋1306番地の62」に改めるものです。この条例は、開所した日から施行することとなっております。

4件については、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第6号 北部広域市町村圏事務組合規約の変更について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第6号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 北部広域市町村圏事務組合規約の変更について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第6号 北部広域市町村圏事務組合規約の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第7号 公有財産の処分について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第7号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 公有財産の処分について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第7号 公有財産の処分については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第9号 大宜味村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第9号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 大宜味村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第9号 大宜味村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第10号 大宜味村立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第10号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 大宜味村立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第10号 大宜味村立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

(午後 3時08分)

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時12分)

◎議案第17号～議案第21号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第5 議案第17号 平成23年度大宜味村一般会計予算、日程第6 議案第18号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計予算、日程第7 議案第19号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算、日程第8 議案第20号 平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算及び日程第9 議案第21号 平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算の5件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

平成23年3月22日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

予算審査特別委員会
委員長 宮城辰徳

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第17号	平成23年度大宜味村一般会計予算	原案可決 全会一致
議案第18号	平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第19号	平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第20号	平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第21号	平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	原案可決 全会一致

(宮城辰徳予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 予算審査特別委員会委員長（宮城辰徳） ただいま議題となりました議案第17号から議案第21号までの5件について、予算審査特別委員会における審査の結果について、一括して報告いたします。

本委員会は、村長以下、副村長、教育長、関係課長等の出席を求め、3月17日、18日及び22日の3日間にわたって審査を行い、その結果は次のとおりとなっております。

まず議案第17号 平成23年度大宜味村一般会計予算は、交付税、繰越金、漁港建設費等により、対前年度比9.6%の伸びとなっております。本案に対する質疑が2件ありました。質疑の内容について説明いたします。今年度予定している農業委員会委員選挙について、前回のような問題がないように執行できるのかとの質疑に対し、農業委員会事務局長より万全を期しやっけていきたいとの答弁でした。また選挙管理委員会書記長より法にのっとって慎重に執行していきたいとの答弁でした。討論はなく、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第18号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計予算は、前年度比5.1%の増額となっております。

議案第19号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算は、前年度比1.9%の減となっております。

議案第20号 平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算は、前年度比59.7%の減となっております。

議案第21号 平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算は、前年度比15.8%の減となっております。

本4会計については、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、5会計の予算総額は34億1,839万8,000円で、前年度比で1億9,544万6,000円、6.1%の増となっております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第17号 平成23年度大宜味村一般会計予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第17号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号 平成23年度大宜味村一般会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第17号 平成23年度大宜味村一般会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第18号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第18号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第18号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計予算について採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長(金城 勇) 挙手全員です。
したがって議案第18号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第19号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第19号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第19号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算について採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長(金城 勇) 挙手全員です。
したがって議案第19号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第20号 平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第20号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第20号 平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算について採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第20号 平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第21号 平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第21号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号 平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第21号 平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎陳情第4号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(金城 勇) 日程第10 陳情第4号 離婚後の親子の面会交流に関する法整備と支援を求める意見書の提出についてを議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

平成23年3月22日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

総務常任委員会

委員長 新城 一 智

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	受理年月日	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
4	平成23年2月23日	離婚後の親子の面会交流に関する法整備と支援を求める意見書の提出について	採択 全会一致		

(新城一智総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長(新城一智) ただいま議題となりました陳情第4号 離婚後の親子の面会交流に関する法整備と支援を求める意見書の提出について、3月15日審査をいたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

なお、意見書の提出はせず採択のみとすることの意見の一致を見ております。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告いたします。よろしくお願いいたします。

○ 議長(金城 勇) 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第4号 離婚後の親子の面会交流に関する法整備と支援を求める意見書の提出について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第4号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第4号 離婚後の親子の面会交流に関する法整備と支援を求める意見書の提出について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって陳情第4号 離婚後の親子の面会交流に関する法整備と支援を求める意見書の提出については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎陳情第3号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(金城 勇) 日程第11 陳情第3号 拡大生産者責任(EPR)及びデポジット制度法制化を求める意見書の採択について(お願い)を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

平成23年3月22日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

経済建設常任委員会
委員長 宮城 辰 徳

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	受理年月日	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
3	平成23年 2月23日	拡大生産者責任（EPR）及びデ ポジット制度法制化を求める意見 書の採択について（お願い）	採 択 全会一致		地方自治法第99条 の措置

（宮城辰徳経済建設常任委員会委員長 登壇）

○ **経済建設常任委員会委員長（宮城辰徳）** ただいま議題となりました陳情第3号 拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度法制化を求める意見書の採択について、3月16日に審査をいたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

また、陳情第3号の採択に関連いたしまして、関係機関へ要請するための意見書の提出が妥当との意見の一致を見ております。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ **議長（金城 勇）** 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第3号 拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度法制化を求める意見書の採択について（お願い）、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ **議長（金城 勇）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第3号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ **議長（金城 勇）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第3号 拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度法制化を求める意見書の採択について（お願い）採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ **議長（金城 勇）** 挙手全員です。

したがって陳情第3号 拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度法制化を求める意見書の採択について（お願い）は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

○ **議長（金城 勇）** 休憩します。

（午後 3時26分）

○ **議長（金城 勇）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時27分）

◎意見案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○議長（金城 勇） 日程第12 全員発議により提出されました意見案第1号 拡大生産者責任（EPR）とデポジット制度の法制化を求める意見書を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。東 武久議員。

（4番 東 武久議員 登壇）

○4番（東 武久） 意見案第1号 拡大生産者責任（EPR）とデポジット制度の法制化を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成23年3月22日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 東 武久 平良英勝 新城一智 大城佐一 宮城辰徳 前田 孝 安里重和 具志堅朝秀

賛成者 平良嗣男

提案理由 拡大生産者責任及びデポジット制度の導入実現に向け、関係機関へ要請するため。

拡大生産者責任（EPR）とデポジット制度の法制化を求める意見書

ポイ捨てゴミの氾濫や廃棄物処分場の確保の問題、更にはごみ処理費負担増による基礎自治体財政の圧迫など、ゴミ問題を取り巻く状況はますます深刻化している。1997年4月から施行された容器包装リサイクル法は2008年4月に見直されたが、依然として事業者の負担に比べて市町村の財政負担や地域住民の負担が大きく、ごみの発生抑制や再使用の促進など環境社会を実現するための効果は十分とは言えない。

持続可能な循環型社会を築くためには、わが国の大量発生・大量消費・大量廃棄・大量リサイクル型の経済社会を見直し、廃棄物の発生抑制、再使用を優先する社会を築くことが必要である。そのためには、生産者が、生産過程でゴミとなりにくいような製品を作り、使用済み製品の回収・資源化まで責任を持つこと、すなわち処理・リサイクル費用のすべてを製品価格に含めた拡大生産者責任（EPR）の導入が必要である。また、使い捨て容器にはデポジット制度を導入することで、対象となった容器の、高い回収率が期待でき、資源利用の促進や廃棄物の発生抑制、ポイ捨て・不法投棄の防止に対しきわめて有効な手段である。

すでに欧米などの多くの国では、省資源・資源循環を実現するために、拡大生産者責任（EPR）やデポジット制度を導入し、使い捨ての使用を減らすことによるごみ減量やリユース容器の使用促進に大きな効果をあげている。

よって、本村議会は、政府に対し、容器包装廃棄物の発生抑制、再利用・再資源化を促進し、循環型社会の実現を図るため、OECDが提唱する拡大生産者責任及びデポジット制度の導入について、積極的に検討し、早期に制度化を図るよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月22日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 環境大臣 経済産業大臣 農林水産大臣

厚生労働大臣 財務大臣 消費者庁担当大臣

よろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第1号については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第1号については、委員会の付託を省略することを可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第1号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第1号 拡大生産者責任（EPR）とデポジット制度の法制化を求める意見書について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第1号 拡大生産者責任（EPR）とデポジット制度の法制化を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査の件

○ 議長（金城 勇） 日程第13 委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りします。議案第8号 大宜味村企業立地促進条例については、継続審査とすることにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第8号 大宜味村企業立地促進条例については、継続審査とすることに決定しました。

◎議員派遣の件

○ 議長（金城 勇） 日程第14 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

議員派遣の件

平成23年 3月22日

本議会は、地方自治法第100条第12項及び会議規則第121条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

開催時期	研 修 名	派遣人数
5月中旬	常任委員長・副委員長実務研修会	4名
7月	北部市町村議会議員研修会及びスポーツレク大会	全議員
8月上旬	・副議長研修会	1名（副議長）
	・町村議会正副議長・正副委員長研修会	8名
10月下旬	県町村議会議員研修会	全議員
11月	・第55回町村議会議長全国大会及び北部議長会視察研修	1名（議長）
	・北部三村議会連絡協議会研修会	全議員
2月下旬	県町村議会議員研修会	全議員

派遣目的：町村議会議員の資質向上に資するため

○ 議長（金城 勇） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長（金城 勇） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第2回大宜味村議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 3時35分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員